

愛媛県東宇和郡宇和町におけるスポーツ政策

中山 正 吉*

Masayoshi NAKAYAMA

Policy on Sports in Uwa-cho, Higashi-uwa-gun, Ehime Prefecture

はじめに

戦後のわが国にあっては、社会の変動の中で、人々のスポーツ欲求を背景としながら、社会問題への政策的対応によって一般住民ないしは地域住民のスポーツ活動の振興が促進されるようになった側面を見てとることができる。また、昭和40年代後半以降、地域社会あるいは地域の生活においてスポーツのもつ意味がますます大きくなり、それと関連して地域のスポーツの振興は重要な政治的課題の一つになっていったのである。このことは、地域社会におけるスポーツ政策の分析は、その内実を明らかにすることを通して実践につなげていくという実践的あるいは運動論的意義をもつことはもちろんのことであるが、地域のスポーツの存在の検討という基礎的、実証的研究の意義をも含んでいることを示している。すでに、そうした観点から、愛媛県大洲市におけるスポーツ政策を分析している¹⁾が、今回は、大洲市に隣接する愛媛県東宇和郡宇和町のスポーツ政策について研究を行うものである。それは、その地域の地理的、歴史・社会的状況、さらには地域をめぐる内外の諸状況等によって、スポーツの存在構造が異なっているだけでなく、同じような政策ではあってもその政策形成の背景やパターン、そしてその意味あるいはまた評価やスポーツに及ぼす影響も異なっていることがうかがわれ、また隣接しているだけに、双方のスポーツや政策が互いに影響を及ぼしているということも考えられるからである。

さて、宇和町は、昭和29年3月、多田村、中川村、石城村、旧宇和町、田之筋村、下宇和村を廃し、その区域をもって形成され、その後33年には大洲市鳥坂・正信地区を編入した、人口18,252人(昭和60年10月現在)の町である。当町は愛媛県の西南部で、東宇和郡の西部に位

置する海拔210mの盆地の町であり、町域はおよそ東西15.5km、南北12.5kmで面積は133km²である。宇和盆地の南東部に位置する宇和町の中心地卯之町は戦国時代には南予の領袖であった西園寺氏の本拠地であり、南予最大の集落地であった。その後、幕藩体制の下で宇和島藩が成立するに伴い、町域の村々は同藩に属し、卯之町は南予の中心地としての地位を喪失していった。しかし、この地が宇和島と大洲・松山を結ぶ街道沿いに位置し、また宇和川下流の野村方面への交通路の分岐点でもあったことから宇和島藩最大の在町として、かつ宇和島・大洲間の宿場町として栄えた²⁾。加えて、宇和盆地は宇和島藩有数の穀倉地帯でもあった。地形、産業、風俗等軌を一にするとされるこの宇和盆地の村々は、明治4年(1881)の廃藩置県後、大洲藩であった鳥坂と正信の2カ村を除き、宇和島県、そして東宇和郡に属し、市町村制の施行により宇和町、下宇和村、上宇和村、多田村、田之筋村、中川村、山田村、笠置村の1町7カ村となり、大正11年(1922)には上宇和村を宇和町に編入、次いで昭和4年には山田村と笠置村が合併して石城村となり、昭和29年の1町5カ村の合併に至るのである。

現宇和町の人口は合併当時の約24,500人から昭和45年には18,362人に減少し、合併当時の人口の約75%にまで落ち込んでいる。その後、当町の人口は増減を繰り返し、60年には18,252人、世帯5,876となっている。産業別就業人口の比率は、昭和30年の第一次産業62.3%、第二次産業12.6%、第三次産業25.1%から、昭和60年には第一次産業24.7%、第二次産業26.9%、第三次産業48.3%と大きく変化している。この間、農家数も減少し、昭和60年には2,231戸数、農家人口8,684人(全人口の48%)で、専業農家はわずかに396、第一種兼業農家は391、第二種兼業農家は1,444であり、兼業農家の減少と専業農家の増加という現象が見られる。各地域の世帯、人口を昭和61

* 島根大学教育学部保健体育研究室

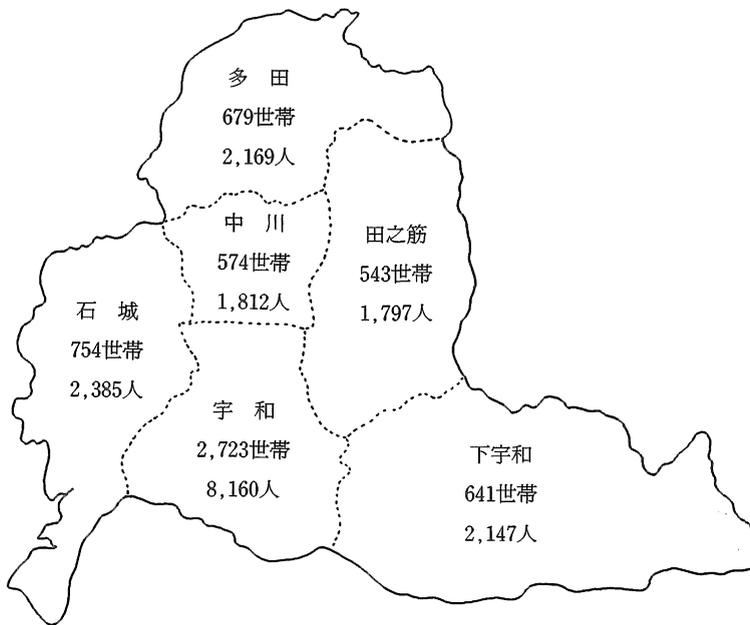


図1 宇和町地域別世帯、人口（昭和61年7月現在）

年についてみると、図1のように示されるが、多田、石城、田之筋、下宇和の各地域は農村地帯、中川地区は混住化が進んでいる地域、宇和地区は周辺に農村地帯をもつ市街化地域として位置づけられよう。また、当町は、かつての急激な過疎化から漸く抜け出しつつあり、その現状は、清成³⁾が指摘する。「地盤沈下が徐々に進行しているが、当面は危機的状況が生じていない地域」でもある。

このような宇和町におけるスポーツ政策の推移を予算および主な施策からみれば、表1のように示されるが、ここでは、宇和町のスポーツの存在に大きな影響を及ぼした、昭和46年度の社会体育予算措置の確立、昭和49年度以降のスポーツ振興事業と夜間照明施設の整備、昭和48年から着工された運動公園の整備、また、その後のスポーツ政策とスポーツの理念や体制等を巡る問題を中心に考察していきたい。

1. 宇和町における社会体育振興に関する 予算措置の確立

初期の宇和町のスポーツについてみると、昭和31年頃に青年バレーボール大会が、また35年頃には卓球大会が開催されるようになっていたし、少年の野球大会も開催されていた。その後、昭和39年には少年育成モデル地区として旧宇和町地区ではソフトボール、バレーボールの

親子混成チーム・トーナメント戦が実施されている⁴⁾。しかし、当時は総じて日常一般の人々がそれらに関する活動を行うことはあまりなく、少年の健全育成と関連して行われていた少年の柔・剣道に関する活動⁵⁾を除けば、宇和町でのスポーツに関する活動は数少ない大会を中心としたものであった。そのような状況を反映して、スポーツに関する活動の振興のために積極的な施策が講じられることはなかったが、施設に関してはこの時期、野球場が建設されるようになっていた。野球場建設構想は昭和35年頃に遡る。その頃、宇和高校野球部の県大会での活躍を背景に、甲子園出場への期待を秘めながら、町内有志及び旧町内鬼窪地区有志の間で公認グラウンドを整備することによって町民の健康増進を図るとともに、顧客を誘致するなど地域開発の一助とするために、県立宇和高校前の丘陵地帯に公園並びに野球場等の施設を建設しようという声が高まり、昭和35年9月には町議会議長及び各種団体長を顧問に、町議会議員を会長として球場期成同盟会が発足されたのである。この期成同盟会による町議会への陳情の結果、それは採択され、宇和球場建設が進められることになった。それに伴い、同会は土地買収費の一部として160万円の出資を決め、一口1万円的一般寄附を募ったのである。また、同建設にあたっては、整地工事に関して陸上自衛隊第13師団に委託して経費節約を図るなどの対策がとられた⁶⁾。昭和37～41年までに支出された金額は17,914,000円（うち都市公園事業国庫

表1 宇和町におけるスポーツ関係予算と主な施策

	保健体育費	社会教育費	その他の経費	主な施策
昭和37年度			37～41年 17,954,000	宇和球場建設
40	施設費 95,913円	53,200		体協補助 体育会賞品代
41	97,524	41,200		体力づくりの集い
42	107,603 (以上支出額)	18,400		
43	1,082,000	86,680		子供の広場建設
44	563,000	112,692		駅伝大会
45	1,152,000	285,600 (以上支出額)		球場関係 1,152,000 駅伝ユニフォーム, ボール購入
46	施設費 132,000 社会体育費 395,000 校庭開放費 1,424,000 小計 1,951,000			町民体育祭 体指2名 各種大会 少年のスポーツ指導 体協補助3万 野外照明施設 社会教育振興5ヶ年計画答申
47	1,903,000		運動公園建設決定	体力づくり推進事業 体協補助8万 野外照明施設
48	2,199,000		運動公園建設60年度までに	体協補助 155,000 体指4名 野外照明施設 体力づくり推進事業
49	施設費 110,000 社会体育費 4,327,000 小計 4,437,000		13億5千万円支出	体指10名 体協補助 30万 野外照明施設 地域住人スポーツ活動振興指定市町村事業 全国軟式野球大会負担金 112万
50	23,378,000			地域住民スポーツ活動振興指定市町村事業 夜間照明施設整備開始 柔剣道場建設
51	4,238,000			
52	4,224,000			スポーツ・クラブ育成指定市町村事業 学校教育施設整備10ヶ年計画実施
53	11,815,000			基礎体力づくり事業 体指12名
54	7,810,000			夜間照明使用料の値上げ
55	4,246,105 (支出額)			
56	16,737,000			夜間照明使用料の値上げ 伝統的スポーツ事業 夜間照明施設等整備費 11,217,000円
57	19,063,000			宇和球場スコアボード改修費 650万円 夜間照明施設・防球ネット等 690万円
58	7,746,000			健康づくりモデル事業 町民憲章においてスポーツへの取り組みがうたわれる。
59	5,512,000			健康づくりモデル事業
60	5,235,000 (施設費を除く)			体協補助金 97万円 (SC補助金含む)

(宇和町歳出入書他より作成)

補助金375万円(建設課調べ)である。昭和40年9月には宇和球場開きを兼ねて県高野連主催の南予野球大会が、翌月には同大会で選抜された高校の野球試合や町内職域野球大会(7チーム参加)が行われるなど同球場は大会会場施設として使用された。しかし、それ以外では、同球場は日常一般の人々によって使用されることはほとんどなく、その後宇和球場は宇和高校野球部の専用グラウンドと化したのである。宇和球場の建設は、甲子園出場という期待を底流としながらも、それを住民の健康や地域開発という社会的価値ないしは必要性によって包み込むと同時に、その建設の意義を宇和町という地域社会全体のものに転化することにより実現されたものと言える。

隣接の大洲市のスポーツ関係者から羨ましがられた球場の建設にもかかわらず、宇和町では野球の発展はみられなかったが、それとは別に昭和40年以降スポーツの大会が開催され、またスポーツ・グループも形成されるようになる。昭和40年にはNHK宇和、宇和・石城UHFテレビ局の開設を記念して地区対抗ソフトボール大会が開催されたのである。その経費を含め、同年度には47,700円が体協補助金として交付された。翌年には「第一回体力づくりの集い」が開催され、それには報償費として1万円が支出されている。これは、同年の「体育の日」の制定に伴い、同日にはスポーツ等の関係行事の開催が勧められたことによるものがあった。第一回体力づくりの集いの内容については記されていないが、第二回の集いでは、教育委員会、青年団、町連合婦人会主催で地区対抗の一般及び青年のソフトボール大会と婦人バレーボール大会(於宇和中、高校)が行われ、その運営には公民館主事があつたとされている。昭和44年になると、教育委員会主催の青年駅伝大会が開催された他、小学校教師、後に町体協のリーダーの一人となるT氏をリーダーとしてPTAを中心とするバレーボール活動から宇和地区にバレーボール・クラブが結成されるなどスポーツに関する活動も次第に組織化されるようになった。また、翌年6月には、宇和地区婦人会会長ならびに保健部長の呼び掛けによって体操グループが形成されている。それに、この時期には前述のような大会開催によってスポーツに関する活動を定期的に行う者も少しずつ増えはじめたと言われているが、中でも田之筋地域において球技に関する活動のために同地区団体連絡協議会を中心に集めた資金10万円で、田之筋小学校運動場に野外照明が取り付けられた⁷⁾ことは特筆すべきことであった。

こうした中で、スポーツに関する活動のための要望が公民館主事を通じて出され始め、教育委員会でもその要

望に対応する補助金を予算に計上したのである。それは、体協補助金(126,000円)として昭和45年12月の第4回町議会において認められたが、時期的な問題、またそれまでの体協補助金額と比べてかなり大きな額であったことからその使途について質問されている。それに対して教育長は「…御承知の様に社会体育と云う事が、最近云われまして各公民館で球技が盛んでございます。ボールと駅伝のユニフォームを買いたいと云う事で、まだ買ってはおりません。」⁸⁾と答えている。

このように宇和町のスポーツに関して、徐々に住民の主體的なスポーツ活動が芽生え始めるにつれて、行政においてもそうした活動を援助するようになったのであるが、それはあくまでも援助の域を出ることはなかった。しかし、昭和46年には政策は大きく転換されるのである。すなわち、同年には保健体育費において、宇和球場管理費が主なものであった体育施設費の他に、「社会体育費」40万円が新たに生まれ、かつ体力づくり国民推進運動国庫補助金17万円、校庭開放事業費補助金323,000円を受けるとともに、校庭開放事業費1,424,000円が補正予算化されたのである。この画期的とも言える予算措置は、宇和町におけるスポーツ発展の兆しとともに、住民の健康問題や当時推進されていた町づくり運動を背景に講じられたものであった。以下、それについて述べてみたい。

昭和40年代に入り、県の保健行政の下、農村医学センターによって農村住民の健康診断が実施されることになったが、宇和町では昭和41年に「健康で明るい町づくり」を目指して宇和保健所、農村医学センター、医師会、歯科医師会、下宇和診療所、町保健衛生課、地区役員等の協力のもとにまず下宇和地域の明間で健康診断が実施された。同健康診断の結果、住民の受診率は88.6%でその受診者の有病率は68.3%であるというかなり深刻な健康状態が示されたのである⁹⁾。昭和42年以後も中川地域の大江、河内谷などで健康診断が実施されたが、いずれの場合にも受診者の潜在疾病率は6割を越すという診断結果であった。このようなことから、住民の間に健康に対する認識が次第に深まり、疾病の予防は言うまでもなく、健康の維持、増進、さらには体力づくりの面にも目が向けられるようになるとともに、健康や体力の維持、増進のためにスポーツに関する活動が奨励されはじめたと言われている。そして、昭和45年6月には前述のように、主婦の健康づくりを目的として体操グループが結成され、宇和高校体育教師K氏の指導を受け、活動を展開しはじめ、それは結成1年後には会員は当初の20名から64名に増加するほどの反響を呼び起こした。こうした健康の問題と同時に、その頃、当町では「豊かな住みよい

町づくり」のための総合整備計画が策定されるようになり、その一環として社会体育の振興について考えられるようになっていたのである。

宇和町では昭和37年度より着手した中学校統合に伴う施設建設事業、さらに宇和病院運営、道路、河川の改修、整備事業などによって財政需要が増大し、昭和41年度当初に繰り越した普通会計の赤字が1億37万円となった¹⁰⁾ため、42年度には財政再建のために自治省より地方財政再建特別措置法による準用団体の指定を受け、財政再建に乗り出していた。昭和44年度にはこの財政再建の見通しがつくようになったが、そうした時期に町当局では宇和町基本構想「総合整備計画」の策定に取り組むようになったのである。この総合計画の策定は昭和44年の地方自治法の改正による¹¹⁾ものであるが、当町では総合整備計画策定の取り組みに呼応して同年には宇和地域において「新しい町づくり推進協議会」が結成され、それを中心に町づくりのための施策について論議されるようになると同時に、社会体育の振興に関しても意見や要望が出されるようになったのである。

かくして、健康や体力の維持・増進に関連してスポーツに関する活動が奨励され、かつ町づくりの一環としても社会体育の振興が求められるようになった。そして、

昭和45年初頭には宇和町基本構想が提示され、社会体育の振興については教育委員会において社会教育の領域の中で検討されはじめた。それに伴い、社会教育施策の充実とともに、社会体育の振興のための予算措置が講じられることになり、昭和46年度予算にそれに関する資金が計上され、46年3月の町議会で承認されたのである。それに関しては、町長による一般会計予算編成の方針において次のように述べられている。

「本年度は、社会教育面に格別の配慮をすることと致しました。昨年度、中央公民館の建設によって一部基盤の成立をみましたので、よりよい地域づくりの中の社会教育、特に公民館活動の重要性を重視し、この方面に相当の予算配分を行ったのであります。今後は、中央公民館の施設を充分活用願って社会教育の振興、発展を期待している次第であります。なお本年より保健体育費を充実し、町民の健康増進に役立たせたいと考えております。」¹²⁾

また、校庭開放事業国庫補助金323,000円の交付に伴い同事業費が補正予算化されたが、これについては、当初予算を大幅に上回る金額であり、また初めての事業予算でもあったことから予算の使途や事業の内容について議会で質問されている¹³⁾。それに関する教育長の答弁およ

表2 昭和46年度宇和町保健体育費支出内訳

単位：円

	支出内訳	備考
体育施設費	小計 92,871	球場電気水道料 球場電話料他
社会体育費	報酬 10,000	体指報酬
	報償費 235,986	体力づくりの集い賞品代 3万 町及び地区運動会 155,391 柔剣道大会・ロードレース賞品代 50,595
	旅費 24,000	体指研修
	需要費 97,000	消耗品 食料
	負担金及び交付金 49,100	町体協 3万他
	小計 416,086	
校庭開放事業費	報償費 275,000	指導員謝礼 245,000 大会審判謝礼 19,900 野球大会賞品 10,100
	旅費 35,000	指導員旅費
	需要費 75,000	消耗品 印刷製本
	使用料 34,000	車借上料他
	工事請負費 597,800	野外照明工事(皆田小, 多田小, 田之筋小)
	備品購入費 405,000	各種ボール, グラブ, ラケット, ネット, 剣道防具, スタンド, バドミントン・卓球用具, 空気入れ, 計測器他
小計 1,421,800		
総計	1,930,757	

(昭和46年度宇和町歳出入書より作成)

び当時の担当者の話しによれば、校庭開放事業は、遊具等を購入し、夏休み期間や放課後に教師、愛護班関係者18名ほどに委託し、子どもたちのスポーツ活動等の指導を行うものであり、また、地区懇談会での要望に応じて小学校運動場にバレーボール活動が行える程度の野外照明を設置するというものであった。昭和46年度の社会体育関係支出総額は1,930,757円であり、その支出内訳は表2のように示される。

社会体育費は416,086円で、球技大会（愛護班ソフトボール、一般卓球、婦人会卓球、婦人会バレーボール、PTAバレーボール、青年団ソフトボール試合など）、運動会、郷土芸能等を盛り込んだ町体育祭、地区運動会、柔道大会、ロード・レースなどが開催されている。また、校庭開放事業費は1,421,800円で、地区懇談会等で要望された野外照明（皆田、田之筋、多田小学校）の整備とともに、各種スポーツ用具を購入し、夏休み期間や放課後に教師、愛護班関係者によって、少年を対象とした、ソフトボール、バレーボール、卓球、サッカー、バスケットボール、野球などの種目に関する活動が行われたのである。昭和47年度も前年度の実績に基づき、体力づくり推進事業国庫補助金17万円、校庭開放事業費国庫補助金33万円を受け、各種大会の開催や少年のスポーツに関する活動の指導、用具購入や野外照明の整備などのために資金が支出されている。昭和46年度の社会体育振興に関する資金の予算化及びそれによって実施された各種の大会や行事は町民の間にかんりの反響を呼び起こし、昭和46、47年度の地区別町政・社会教育懇談会等では、学校運動場夜間照明施設の整備やその他の社会体育振興に関する要望や意見が出される¹⁴⁾など、スポーツないしは社会体育への関心が高まっていったのである。昭和46年度の社会体育振興に関する資金の予算化及びそれによって実施された各種の大会や行事は、娯楽施設あるいは産業の貧困な宇和町において遊びへの欲求を持ちながら、「仕事中心の生活観」¹⁵⁾に抑圧されていたその住民の欲求を解放させていったように思われる。実際、体育指導委員であり体協理事でもある先のT氏は、「当時は、スポーツや遊びは何か悪いこと、というような意識があった。しかし、40年代に入って、それが次第に変化してきた。特に健康の問題は意識の改革をもたらした。」と述べている。言わば、それは、「戦後の日本のすさまじい労働力移動を中心とした人口移動」¹⁶⁾の中で急激な人口減少を余儀無くされた宇和町に住む人々が自らのライフ・チャンス¹⁷⁾を広げようとするささやかな試みを背景にもちながら、宇和町におけるスポーツの社会的価値を浮上させ、スポーツの正当化を助長せしめたのであった。また、昭

和46年度以降、上述のような社会体育振興施策を契機に、行政主導の下で宇和地域を除く各地域にスポーツ・クラブ（SC）が設置された。さらに、48年4月には自主的なスポーツに関する活動を促進するために、それまで閉店休業と称された宇和町体育協会（会長は町長であった。）では、町議会議員を会長とし、バレーボール部、剣道部、柔道部、卓球部、野球部、バスケットボール部、サッカー部、ボウリング部（後に休部となる。）、陸上部の9部（加盟者総数243名）を設け、各部より理事1名を選出し、理事長には当時の社会体育担当者が就任し、活動を展開しはじめるとともに、町長に対して施設の整備・拡充並びに体育協会補助金の増額について要望書を提出したのである。町体協は体力づくり推進事業（事業費338,000円、うち国庫補助金17万円）において教育委員会と共催で第1回野球大会、駅伝大会、早朝ソフトボール大会等の運営にあたった他、4回に亘る各部対抗親善球技大会を開催し（表3）、体育指導委員とともに、剣道、バレーボール（各SC会員）、卓球（少年）、陸上競技（町体協陸上部員）の4つの教室の開設ないしは指導援助のあたりなど積極的な活動を展開するようになっている。また、昭和48年度には、スポーツ・クラブ育成県補助金を受け、上述のスポーツ教室開設の他に各SC活動補助金としてそれぞれ2万円が交付されているし、町体育協会補助金も前年度の8万円から約2倍の155,000円に増額されるなど教育の面に加えて組織の充実にしても施策が講じられている。施設の面では小学校運動場野外照明施設の整備（宇和小及び多田小）に45万円が支出されている。なお、多田小の場合は増設であり、地元負担（10万円）を前提に要望し、それが受け入れられたものである。校庭開放事業については606,000円を支出し、少年のスポーツ等に関する活動の指導などが行われたが、少年のスポーツを中心とした活動の促進を図るための校庭開放事業費は年々減額される一方、他方では一般住民のための社会体育振興費が増額されているのが目につく。それは野外照明整備費が48年度より社会体育費の項目の中に位置づけられたことにもよるが、当初の、まず少年を中心としたスポーツに関する活動の振興から成人を中心としたその振興へと施策の対象が移っていったことによるものであり、社会体育という面からみればそれは当然の成行きでもあった。そして翌年度には校庭開放事業費の項目は削除されるのである。

宇和町では、スポーツは主に青年団や婦人会、PTA、部落、町内会といった、他の目的のために組織された団体あるいは地域集団によって取り入れられてきた。しかも、楽しさを共有する社交的活動や身体的卓越性の追求、

表3 昭和48年度体力づくり推進運動地区事業実施状況（宇和町）

	事業実績の概要			備考
	実施場所	参加対象及び人員	行事名	
各種スポーツ普及事業	宇和球場 八幡浜市	各SC会員延 1,200人 少年 100人	早朝ソフトボール・リーグ戦 子供会リーダー野外研修	9チーム参加, 計64試合 体力づくりを兼ねた1泊2日の野外研修 各部対抗戦 8チーム参加 15チーム参加 体育の日の記念行事 7チーム参加
	宇和中 宇和中	体協, SC会員 体協会員	体協, SC親善バレーボール大会 バレーボール大会	
	宇和球場 宇和中	職域勤労者 SC会員, 愛好者	職域ソフトボール大会 宇和町卓球大会	
	宇和球場 中央公民館	職域勤労者 一般愛好者	職域バレーボール大会 宇和町野球大会	
	中央公民館	一般・青年・中高校	宇和町ロード・レース 宇和町駅伝大会	
体住民づくり大会	宇和球場 宇和中 宇和高 各小学校	町民 3,000人参加 町民 5,000人参加	宇和町体育祭 各地区運動会	午前：地区対抗競技会（バレーボール, ソフトボール, 卓球） 午後：運動会 午前：小学校運動会 午後：地区運動会

（宇和町教育委員会「昭和48年度体力づくり国民運動推進地区事業実績報告書」より抜粋）
注. 但し, 会議等については省略している。

というスポーツが本来有していると思われる価値的側面からではなく、記念あるいは附随の行事として意味づけられたのである。しかし、地盤沈下が進行する中で、住民自らが生活を創造しようとする努力に対応するとともに、健康、体力の維持・増進や町づくりのコンテクストにおいてスポーツの意味づけが強化され、そのことが宇和町のスポーツ政策の転換を促した大きな要因であったと言える。この政策の展開過程において各地域にSCが設置されるのであるが、それは、住民自らによるスポーツ活動の実践とその組織化の芽生えがあり、宇和町の町域が比較的大きな人口を有する少数の地域によって構成されていたこと、住民の健康、体力の維持・増進や町づくりとの関連においてスポーツの振興が浮上したことで、また、町体協は名ばかりで、開店休業の状態にあり、加えて社会体育の振興のためにはクラブづくりが重要視されていた当時の一般的状況を反映したものであった。しかし、スポーツの発展あるいはより上位のスポーツ大会への参加にとっては、町全体のスポーツの機能的組織が必要であり、そのために町体協の再編が進められたのである。

2. 指定市町村事業と夜間照明施設の整備

昭和49年度になると、組織の強化と同時に一般住民の

スポーツ活動の振興およびその定着化が図られるようになる。同年度の社会体育関係予算は当初1,652,000円であったが、宇和町が地域住民スポーツ活動振興指定市町村に指定され、それに関する補助金の交付および大洲市などの市町とともに開催地となった、第29回全日本軟式野球大会の負担金(112万円)のために本予算を大きく上回る2,785,000円の補正予算が組まれたのである。そして、とくに前者については、それにふさわしい成果を上げるための事業方針が立てられた。昭和48年頃までは社会体育の振興は主に健康や体力の維持、増進に関連して唱えられていたのに対して、同計画では「人間尊重を基盤とした健康な社会を建設すること」を基本として、社会体育の振興は今後の方向として「花と緑と太陽の町づくり」を目指す、町政の姿勢を背景にして推進されなければならないことが指摘されている¹⁸⁾。これは、昭和47年12月の保健体育審議会答申に則り、宇和町の町づくりと社会体育の振興とが結びつけられたものである。昭和49年度の指定市町村事業は表4～7のように示される。

総事業費は1,542,000円（うち国庫補助金552,000円）であり、これによってスポーツ教室や大会が開設、開催され、またグループの活動についても援助されたのである。これらの資料から、町体協およびSCの強化と同時に住民一般のスポーツ活動の振興を図ろうとする意図がみられる。しかし、町体協の会員数にしても昭和49年に

表4 昭和49年度地域住民スポーツ活動振興指定市町村設置事業収支

単位：円

区 分	収 入				支 出			執行残額
	国庫補助金	一般歳入	そ の 他	計	支出済額	支出未済額	計	
地域住民スポーツ活動振興指定市町村設置事業	552,000	806,000	184,000	1,542,000	1,452,000	90,000	1,542,000	90,000
支 出 内 訳								
区 分	金 額	備 考						
1. 企画連絡会議	44,000	会議費, 町内講師謝礼等						
2. 広報活動	60,000	マイク借上料, 印刷費等						
3. スポーツ教室	350,000	50,000×7コース=350,000						
4. スポーツ行事	260,000	講師謝礼 3,000×80人=240,000 車借上 10,000 会場借上 10,000						
5. スポーツ・グループ育成	490,000	各SC援助金 40,000×7=280,000 スポーツ・グループ育成 40,000×3=120,000 各種スポーツ指導者育成費 3,000×30人=90,000						
6. その他	338,000	事務・通信費, 物品購入						

(宇和町教育委員会「昭和49年度地域住民スポーツ活動振興指定市町村設置事業収支決算書」より作成)

表5 昭和49年度地域住民スポーツ活動振興指定市町村設置事業(大会, スポーツ・テストの開催)

行事の種類等	行事の内容	期 日	指 導 対 象	参加者数
青年総合体育大会	ソフトボール, 卓球	5月26日	青年団, 一般青年	180名
産別野球大会	職域対抗	6.29~8.11	職域チーム	120
早朝ソフトボール大会	愛好者チーム	1.10~7.26	SC, 職域愛好者	240
SC対抗ソフトボール大会	SC親善大会	8.15	SCソフトチーム	84
宇和町体育祭	総合体育大会	9.8	町民	400
県民体育祭宇和ソフト大会	県民体育祭ソフトの部予選	9.3~9.7	30歳以上職域愛好者	96
バレーボール大会	SC, 体協, 一般対抗	9.27	SC, 体協, 一般	160
職域ソフトボール大会	職域対抗トーナメント	9.29	職域愛好者チーム	120
各地区運動会		10.6	各地域	
愛媛県民体育祭	バレーボール, 卓球	10.27	町選抜チーム	30
少年ソフトボール大会	各地区小学校対抗戦	11.10	小学校選抜チーム	84
野球大会	職域, SC, 体協トーナメント	11.24~12.1	職域, SC, 体協	
ロード・レース	5, 10km	12.22	中・高校, 一般	40
駅伝大会	6区間の駅伝	1.12	中・高校, 一般	96
サッカー大会	職域対抗	3.9	職域愛好者	96
バスケットボール大会	SC対抗リーグ	3.22	SC会員	40
スポーツ・テスト, 健康診断テスト	運動能力, 体力テスト他	11.24	SC, 体協会員	80

(昭和49年度地域住民スポーツ活動振興指定市町村設置事業報告書より作成, ただし語句等若干修正している。)

は300名でしかなく, 宇和町のスポーツは漸く発展の途についたばかりであった。その他, 同年度には町体協補助金が前年度のおよそ2倍の30万円に増額され, さらに, 体育指導委員の役割の重要性からその人員も前年度の4名から10名に増員される(報酬5,000円)などスポーツ振興の体制が整えられるようになっている。

昭和50年度も指定市町村事業が実施されているが, そ

の事業内容は表8~11の通りである。スポーツ教室および大会の参加者総数は前年より増加し, 3,000人を越え, 総人口の16%に上っているが, これは延人数であり, 実質的な参加者数はかなり低くなるものと思われる。指定市町村事業の中で注目すべきものは50年8~9月にかけて開催されたナイター・ソフトボール・リーグと大会である。これは, 宇和町小学校運動場に夜間照明施設が整

表6 昭和49年度地域住民スポーツ活動振興指定市町村設置事業（スポーツ教室）

教室名	教室の内容	期間	指導対象	受講者数
卓球コース	中川SC卓球教室（基礎指導）	9～10月	小・中学生，一般	25名
バレーボール・コース	中川SCバレーボール教室（基礎指導）	11～12	一般，SC会員	30
野球コース	基礎技術の習得，審判講習他	10～11	小・中学生，高校生，一般	60
剣道コース	健全育成，礼儀作法，基礎技術の習得	1～3	小・中学生，一般	80
陸上コース	指導者としての技能・知識の向上	2～3	SC会員，体協陸上部	20
体操教室	中学・高校生の技術の向上	6～7	中学・高校体操部員	40
バレーボール指導者教室	指導者を対象とした高度な技術の習得	7～8	一般（指導者）	20

（宇和町教育委員会「昭和49年度地域住民スポーツ活動振興指定市町村設置事業実施報告書」，但し語句等若干修正している。）

表7 昭和49年度地域住民スポーツ活動振興指定市町村設置事業（スポーツ・グループ活動の援助）

種目	期間	回数	主たる参加対象	参加者数
バレーボール	4～12月	9回	朝日体操クラブ会員	50名
バレーボール	4～3	48	宇和バレーボールクラブ	60
卓球	4～3	50	宇和卓球クラブ会員	12

（宇和町教育委員会「昭和49年度地域住民スポーツ活動振興指定市町村設置事業実施報告書」，但し語句等若干修正している。）

備されたことによるものであった。各小学校運動場における照明施設については46年度以降整備が進められていたが，それはバレーボールに関する活動が行える程度のものでしかなかったため，照明増設の要望が高まっていた。既に昭和47年3月14日の町定例議会で照明の規模について質問されている。それに対して教育長は，完全とは言えないが，できればソフトボールもできるように照明を整備したい，と答弁していた¹⁹⁾。翌年の7月21日の町定例議会でも照明増設について質問されているが，教育長の答弁は，多田地区ではソフトボール活動をぜひやりたいということで，「地元が10万円余りを出すから町は5万円位出してくれということを出した。全校ソフトができるようには今のところ考えていないが，地元から要望があればその時点で考える。」²⁰⁾というものであった。また，12月21日の町定例議会においても石城地域選出の議員より照明増設の要望が出され，さらに，49年7月24日の町定例議会では照明増設の要望とともに，要望のあるものについては半額地元負担を取り払うよう求められている。これについて，町長は，「石城，中川以外は要望を受けていない。社会体育としてこれは地元の積極的な意志においてやっていくわけであるから応分の負担を地元がしようというのを別に遠慮することはないと云う考え方で予算上認めた。」²¹⁾と述べている。しかし，このような各地域における照明増設の要望が相次ぎ，かつ町議会で取り上げられるようになるにつれて，

町当局でもソフトボールに関する活動が行えるような夜間照明施設の整備について計画されるようになった。そして，昭和50年度には，補助金交付の見通しがづくに伴い，宇和町小学校運動場夜間照明施設整備費470万円が予算に計上されたのである。町長は一般会計予算編成方針の説明において次のように述べている。「社会体育の面につきましては，昨年度文部省の社会体育振興モデル地区に指定を受け，体育の振興をはかっているところでありますが，本年度も引続きこれを実施することとし，校庭開放事業の野外照明施設を宇和小学校へ工事費470万円をもって整備することとしました。野外照明施設は全地区共完了しておりますが，各地区共バレーボールが出来る程度のもので，今回の施設はソフトボールの出来る照明を備えたものであります。」²²⁾これに対し，他地域の照明施設の増設について質問されたが，財政上の問題および現在進行中の運動公園との関係上今のところ難しく，将来の問題として検討していくとの返答であった。

こうして昭和50年度には国庫補助金90万円を受け，388万円を支出し，宇和町小学校運動場に夜間照明施設が整備され，同使用のために1,178,000円を支出し，防球ネット，水銀灯並びに誘蛾灯が取り付けられたのである。さらに，明間，多田小学校でも照明灯増設工事が142,000円をもって進められた。なお，この年には14,796,000円（うち国庫補助金480万円）の経費で町民柔・剣道場が建設されているが，当時，宇和中学校には柔・剣道場がなく，

クラブ活動に支障を来していることなどから同校校長より要望があり、議会でもそれについて論議されるようになっていたのであり²³⁾、それを受けて、中学校の第二体育館としては補助金獲得が困難であるために便宜的に町民柔・剣道場として補助金を受け、建設されたものであった。その建設地は宇和中学校敷地内であり、同施設はもっぱら中学校の授業および課外活動に利用されている。

さて、宇和町小学校運動場夜間照明施設の整備によってナイター・ソフトボール・リーグが開催されると同時に、町体協にソフトボール部が設置されたことから、町体協の加盟者数は一挙に倍増し、さらに、昭和51年には、ソフトボール連盟(加盟者数425名)が創設されたのである。こうしたソフトボールの発展あるいは各地域におけるソフトボール活動への欲求の高まりは、以前にも増して夜間照明施設の要望を高めていった。昭和50年7月の中川地区町政懇談会では「学校の夜間照明ができたが、なおソフトボールの出来る程度にしてほしい。」²⁴⁾との要望が、また翌年の区長会でも「中川小学校も夜間照明が出来て以来、毎日のように利用されているが、もう一基増灯してほしい。」²⁵⁾という要望が出されている。昭和51、52年度の石城地区町政懇談会でも「小学校の夜間照明を地区のものはよく利用しているが、照明が弱くソフトをするのに危険である。もっと増灯せよ。」²⁶⁾とか、「来年は石城にナイターを」²⁷⁾といった要望が出されてい

る。それに対して町当局は当初、財政上の問題から消極的な態度を示していたが、度重なる強い要望を受け、夜間照明施設の整備、充実を図るようになる。昭和51年6月4日の臨時議会における質疑応答の中で教育長は次のように述べている。「スポーツ人口が増大して、特にソフトボールは年齢、性別、能力に応じた集団スポーツで非常に多くなり、36チーム位協に加盟している。それ以外に各地域では親子で部落対抗の競技をやるというように非常に生活化をしてきた。石城のような広い運動場については来年度補助対象にして整備したい。中川、多田或は田之筋については多少kwの電球を2灯ないし3灯つければ50ルクスというのが基準の明度だがこれが獲得できるということなのでそうしていきたい。」²⁸⁾かくして、昭和51年7月20日の議会において夜間照明施設整備費の補正予算が承認され、123万円の経費で中川、多田、田之筋の各小学校運動場における照明増設が進められ、さらに53年度には石城小学校運動場夜間照明施設の整備のための資金が予算化されたのである。その後も夜間照明施設の整備が進められ、昭和51～57年度までに夜間照明施設整備を中心とした小学校運動場開放施設整備に29,847,000円(うち国庫補助金8,150,000円)が支出されたのである。

住民の主体的なスポーツ活動を支援し、さらに人的交流を図り、まちづくりという社会の統合を進めるためのスポーツ振興政策は、住民のスポーツ活動を促進させる

表8 昭和50年度地域住民スポーツ活動振興指定市町村設置事業収支

単位：円

区 分	収 入				支 出			執行残額
	国庫補助金	一般歳入	そ の 他	計	支出済額	支出未済額	計	
地域住民スポーツ活動振興指定市町村設置事業	552,000	1,233,000	0	1,785,000	1,785,000	0	1,785,000	0
支 出 内 訳								
区 分	金 額	内 容						
1. 企画連絡会議	144,000	社会体育振興 体育指導委員会 審判連絡会 SC連絡会 企画会議 理事会 通信費						
2. 広報活動	70,000	陸上競技場オープンチラシ、横断幕、壮年体力テストパンフレット、宣伝カー借上、健康づくり走ろう大会横断幕 ポスター作成						
3. スポーツ教室	518,000	青年バレーボール教室 少年野球教室 サッカー教室 陸上競技教室 審判教室 少年柔剣道教室						
4. スポーツ行事	660,500	指導者賃金 講師料 普通旅費 各種大会賞品代 社会体育指導委員研修旅費 総合体育大会費 総合体育大会費 賞状印刷代 会場借上 消耗品購入						
5. スポーツ・グループ育成	180,000	スポーツ・クラブ育成 長期スポーツ教室						
6. その他	212,500	事務・通信費、物品購入						

(宇和町教育委員会「昭和50年度地域住民スポーツ活動振興指定市町村設置事業収支決算書」、但し語句等若干修正している。)

表9 昭和50年度地域住民スポーツ活動振興指定市町村設置事業（スポーツ行事）

行 事 名	行 事 内 容	期 日	指 導 対 象	参加者数
町内親善バレーボール大会	年齢別親善大会	5月8日	一般地区住民	60名
少年ソフトボール大会	子どもの日記念行事	5.5	小・中学生	100
陸上競技場オープン記念大会	トラック・フィールド競技南予大会	5.25	南予中・高校生、一般	200
早朝ソフトボール大会	地区別・愛好者・職域別リーグ戦	5.27～7.17	一般社会人	400
宇和町バレーボール大会	地区対抗リーグ	7.6	SC	70
ナイター・ソフトボール・リーグ	SC対抗リーグ戦	8.1～8.28	SC	180
柔・剣道大会	郡内小・中学生大会	7.31	小・中学生	180
宇和町地区別及び愛好者卓球大会	個人戦、ダブルス戦	8.2	一般社会人	60
産別野球大会	郡内職域軟式野球大会	8.9	職域社会人	100
地区別バレーボール大会	地区SC対抗リーグ戦	8.24	SC	70
宇和町体育祭	町内球技大会	9.7	町民	300
秋季ナイター・ソフトボール大会	クラブ・職域・地域対抗トーナメント戦	9.8～9.19	愛好者	200
愛媛スポーツ祭東宇和大会	県主催球技大会	9.20	宇和町選抜チーム	40
愛媛スポーツ祭	県主催球技大会	10.26	宇和町選抜チーム	40
少年ソフトボール大会	地区対抗トーナメント戦	11.10	地区小学生	84
宇和町野球大会	職域、クラブ、地域トーナメント戦	11.16	町内一般	72
宇和町ロード・レース	5kmロード・レース	12.21	小・中・高校生	80
宇和町駅伝大会	7区間の駅伝競争	1.15	青年・愛好者	120
宇和町サッカー大会	地域、職域、クラブ対抗トーナメント	3.7	町内全域	84
宇和町卓球大会	南予地区個人、ダブルス戦	3.14	南予地区高校・社会人	150
健康づくり走ろう大会	完定を目的としたロード・レース	10.10	町民	300
壮年体力テスト、スポーツ・テスト	運動能力、体力テスト	7.5	一般社会人	30
長寿広場	老人向けの体操、レクリエーション指導	7.24	老人クラブ	100

（宇和町教育委員会「昭和50年度地域住民スポーツ活動振興指定市町村設置事業報告書」、但し語句等若干修正している。）

表10 昭和50年度地域住民スポーツ活動振興指定市町村設置事業（スポーツ教室）

教 室 名	教 室 の 内 容	期 間	指 導 対 象	受講者数
青年バレーボール教室	6人制バレーボール技術習得	5～8月	一般青年	50名
各種審判教室	審判技術指導			
各種審判教室	9人制バレーボール、ソフトボール（新ルール）、野球、サッカー	7～11	体協会員等の指導者	40
少年野球教室	基礎技術指導（硬式ボール使用）	10～3	小学校4～6年生	60
少年剣道教室	審判講習他			
少年剣道教室	小・中学生を対象とした高度な技術の指導及びマナーの指導	9～3	小・中学生	100
サッカー教室	ルール、基礎技術の習得	1～3	小学生	60
青年陸上競技教室	陸上競技（特にトラック競技）の再認識及び基礎体力養成	12～2	中・高校生、一般・青年	30

（宇和町教育委員会「昭和50年度地域住民スポーツ活動振興指定市町村設置事業実施報告書」、但し語句等若干修正している。）

表11 昭和50年度地域住民スポーツ活動振興指定市町村設置事業
(スポーツ・グループ活動の育成・援助)

種 目	期 間	延べ回数	主たる参加対象	参加者数	備 考
剣道	4～3月	300回	小・中学生	150名	
柔道	4～3	48	小・中学生	60	
バレーボール	4～3	50	宇和バレーボールクラブ員	30	
体操	4～3	30	旭町体操クラブ員	20	体操及び各種球技

(宇和町教育委員会「昭和50年度地域住民スポーツ活動振興指定市町村設置事業実施報告書」, 但し語句等若干修正している。)

のであるが、それは施設の整備、とくに夜間照明施設の整備を促すようになる。教育委員会の当初の計画は小学校の開放に伴う簡易野外照明の整備であったが、各地域でソフトボール活動が盛んになるにつれて、夜間照明施設の整備が要望されるようになったのである。この要望を政策に繋げていくルートは各地区町政懇談会および地元議員を通じたものであった。SCは、大会等への参加と当該地域住民のスポーツの振興を統合的に推進することを目的とするとともに、次第にメンバー制をとるようになったが、スポーツ振興に関する要望を政策につなぐルートは公民館主事を通じたものでしかなかった。SC連絡協議会もまたSC間の意見交換的な役割しかもちあわせておらず、町体協にしてもSCの設置に遅れて再編成され、メンバー制を有する各部から構成されたものであり、各地域のスポーツの振興に関する諸問題に対処するための組織ではなかった。したがって、各地域のスポーツ振興に関する要望は、地区町政懇談会において、また地元議員を通して提示されたのである。

3. 運動公園の建設

宇和町では、上述のような夜間照明施設の整備が図られる中、他方では、運動公園の建設が進められていた。この運動公園建設の計画は昭和47年3月の町議会において提示されたものであるが、その発端は昭和45年頃にさかのぼる。

当町においては昭和40年代初頭より国道56号線の道路整備が進められていたが、当町区域内の法華津近辺の道路整備に伴うトンネル工事による掘削土の処理の問題が生じた。この時期、宇和町では市街地における宅地面積が狭隘なこと、また、当町は南予三市(宇和島、八幡浜、大洲市)を結ぶ交通の基点とも言える位置にあり、南予三市圏内通勤者の住宅地として有利な条件にあることなどから、宅地整備とともに人口減少対策のための施策として宇和川を挟んだ、卯之町駅の下手の丘陵地に住宅団地を建設する計画で用地買収に乗り出していた²⁹⁾。そこ

で、昭和43年半ば頃から法華津トンネル工事による掘削土を利用することとして宅地造成を行い、2ヵ年でこれを完成させた。しかし、この事業には補助金は交付されず、また、財政再建を漸く終えただけでもあり、住宅団地建設のための財源確保にはかなりの困難が伴っていた。

折しもこの時期に、愛媛第三区から選出されていたM代議士より町長に運動公園建設の話が持ち込まれた。この町長はM代議士の後援会の会長をつとめていたが、ある時上京した際にM代議士³⁰⁾から、建設省は町村の事業として運動公園の建設を進めているが、宇和町でこれをやってみないか、という話を持ち掛けられたのである³¹⁾。当時、「経済成長がおう歌されるなかにあつて、我が国の地域政策が戦後一貫して社会資本整備節約、生活環境整備削減のもとに生産力重視、産業資本重視であったことに対する反省」³²⁾や、「昭和四〇年代に入って、戦後の地域開発努力にもかかわらず過密・過疎問題や環境問題はいつそう激化の様相を呈しており、これへの対処が一大課題である」³³⁾とされ、都市公園の整備が重点施策として立案されるようになっていたのである。そうして、昭和47年6月に都市公園等整備緊急措置法が制定されるに伴い、建設省において第1次都市公園(運動公園を含む。)整備5ヶ年計画(総事業費9,000億円、うち予備費1,000億円)が立てられ、その実施が進められることになる³⁴⁾。また、同年度には公園整備事業における補助対象率が40%に引き上げられ(前年度では21%)、かつ従来施設費、用地費とも1/2の補助であったものを、施設費については1/2に引き上げるなどの措置がとられたのである。

町長にしてみれば、この時期、「当町ではスポーツに関する活動を行う者はそれほど多くはなかったことなどから、運動公園を建設することに対して一般の人々の反発を招くかも知れないという懸念もあった」が、それにしても、住宅団地建設における財政上の問題に対し、運動公園建設には建設省から率の高い補助金が交付されることや、社会の一般的傾向として社会体育の振興が進められており、将来当町においても社会体育の振興上それが

必要になるであろうことなどから、町長は住宅団地建設計画を変更し、運動公園を建設することに決心したという。運動公園建設構想は昭和47年3月10日から開会された町定例議会において取り上げられている。昭和47年度予算案には都市計画事業費として宇和運動公園新設用地買収費2,080万円が組まれていたことから、同議会では既に整備・拡充が進められていた宇和交通公園（町営球場に隣接した小公園）との関連について質問された。それに対する建設課長の答弁において運動公園建設計画の概要が示されたのである。

「宇和運動公園と申しますのは、今年度から建設省の方で大中に補助金をアップしておりますたまたま宇和町におきましても町民プールと云う様なことも将来考えなくてはいけないんじゃないんだろうかと云う様なことからいたしましてプールを擁する運動公園を作りたいという考え方を持っております…プールと云いますと、一般からよく見える所が良いのではないだろうか云うようなことで、別個の所に持って行きましてプールを作りたい。それに伴いまして庭球、バレー、或いはサッカーとか、あらゆるものに使える運動場が欲しいと云う関係がありまして約7町歩の土地を購入いたしましてそこにそう云うような施設を作りたいと云う考えで用地の購入費を計上したわけでございます。」³⁵⁾

ここでは格別の質疑もなく、運動公園に関する審議は産業建設常任委員会に付託され、後日の同議会において宇和運動公園新設用地買収費が認められるのである。しかし、それには複雑な問題がからんでいた。つまり、運動公園建設は、町長サイドでは確実に進められていながら、議員サイドでは宅地造成及び住宅団地建設に関する補助金獲得のための一つの操作として承認されていたのであった。

スポーツに関する施設整備計画については、町議会で運動公園建設計画が取り上げられる少し前に、すなわち昭和47年1月20日に議員や各団体長を委員とした社会教育委員会から答申された「宇和町社会教育五ヵ年計画」³⁶⁾の中で「宇和町社会体育施設五ヵ年計画」が提案されていた。同計画は、昭和47～50年にかけて町民プール、運動広場、宇和球場ナイター施設、町立体育館、レクリエーション・ゾーンを整備するというものであったが、この五ヵ年計画は、ある町議によれば、運動公園建設を推進するための資料として答申させたものであるとされている。しかしながら、前述のように、町財政再建が漸く成し遂げられたばかりであり、しかも社会体育に着手されたとはいえ、日常スポーツに関する活動を行う人々はそれほど多くはなかった宇和町において多額の資

金を投じて運案公園を建設することには町長自身途惑いがあり、「一般の人々の反発を招くかも知れないと思った。」と語っていることや答申作成期間が一ヵ月という短期間であったことなどから考えると、この答申は、むしろ運動公園建設の承認を促すための既成事実として利用されたのではないかという疑問も生じてくる。

いずれにしても、運動公園建設計画は町長、建設課長等を中心に着々と進められていたが、議会にあつてはそれにほとんど関与することなく、無視されていたような状況であった。そのため、先の一般会計予算に計上した運動公園事業費を広域市町村圏の事業予算に組み替えたことを契機に昭和47年10月の町議会で議員の町長サイドへの不信は一挙に噴出したのである。もっとも痛烈な非難は後年町長に選出される議員によって浴びせられている。「…ごまかして補助をとってやろうと思ったが失敗した後始末はよろしく頼む、と云う様なことは平にことわりたい…中略…もう皆薄々は知っているのであるから…中略…我々はいつも町長のペースでいや町長だけではない課長さん方にもえらい目にあっているのであるが、我々も公共の議員である。あなたと同じ立場であるからもう少し相談して嘘を言わない様に本会議にかけて審議をして納得の行く様に我々に議決をさせてもらいたい。」³⁷⁾しかしながら、こうした非難にもかかわらず、結局は、M代議士の持ち込んだ話でもあり、町長の意図する運動公園建設の方向を議会でも認めざるを得なくなるのである。そして、昭和48年3月12日の町議会において約4,000万円の追加補正予算が認められ、さらに同年7月の町議会で宇和運動公園建設を含む、宇和町振興基本計画が承認されるのである。ところで、当時、町体協等のスポーツの組織は運動公園建設計画に影響を及ぼすほどの力はなかったが、当町においてスポーツに関する活動が次第に盛んになり、町体協も実質的に組織として確立されるに伴い、町体協はスポーツの振興に関する計画の策定に関与するようになる。既述のように、昭和48年4月には町体協はその再編成と同時に施設の整備、充実並びに補助金の増額等について町当局に要望書を提出していたが、特に施設についてはその後論議されるようになった町体育館建設の決定に関して重要な役割を果たすようになる。

当初の運動公園建設計画には体育館建設は含まれていなかった。それは、都市公園法及び都市公園法施行令において公園内の施設としては体育館は明記されておらず、原則として補助対象外の施設であったからである。他方、この頃、宇和町ではスポーツの振興に関する予算が組まれ、その活動が奨励されるにつれてスポーツの組

織も確立され、組織人口も増加しはじめていた。加えて、前述のように、昭和49年には当町は地域住民スポーツ活動振興指定市町村の一つに指定され、それを契機に社会体育振興に関する方針が示されたが、その中で先の答申で提示された町立体育館建設を含む、宇和町社会体育施設5ヵ年計画を基本とし、施設の改善を図ることが確認されていたのである。また、それに先立って開会された社会体育振興研究会においても、体育館の早期建設が確認されていた。このように、スポーツの発展に伴って関係者の間では体育館建設が望まれるようになったのである。そこで町体協では昭和49年5月の総会において、運動公園内に総合体育館を建設することを関係方面に働きかけると同時に、広く募金運動を展開することを全会一致で決議したのである³⁸⁾。そして、町体協関係者による他町の体育館の視察が行われ、さらに同年6月には町体協役員を中心とした「体育館建設準備委員会（会長には町体協会長が就任）」が結成された。同会は会合を重ね、12月16日に陳情及び募金運動を行うこととし、美術協会、青年団、婦人会等の協力を得、体育館建設のための財源の一部確保を目的に10円募金運動を開始すると同時に、12月20日には町長並びに町議会に対し請願書及び陳情書を提出した。その上、ピラ2,000枚を印刷し、体育館建設への賛同を町民に呼びかけると同時に、町体協関係者が町議会議員にその実現を説いて回ったという。このような一連の運動により、昭和49年12月24日の町定例議会において「町立総合体育館建設に関する請願書」が取り上げられたのである。町体協会長である議員による趣旨説明は次のようなものであった。

「今日の文明社会の歪みと申しましようか、今日人々の心と身体に歪みができている。ものを計るのに金を基準にしている。また肉体的には向上したが、体力的には向上していない。宇和町では数年前運動公園建設に着手しているが、健康で文化的でかつ人間尊重を基盤とした町づくりには運動公園の完成を期待している。しかも、この中心施設は体育館である。体育館は屋内スポーツの場だけでなく、各種の行事を行なう場としても活用でき、かつ幼い子どもから老人までの活動の場となる。宇和町の身体の弱い人々のためには病院の建築がすすめられているが、我々健康な人々のために体育館の建設を切望する次第である。」³⁹⁾

この説明の後、体育館建設は総務委員会に審議付託となったが、そこで、体育館の早期建設が認められ、昭和50年1月28日の町臨時議会で町立総合体育館建設に関する請願が採択されるのである。しかしながら、町議会において体育館の建設が認められたとは言え、町体協会長

が請願の趣旨説明において牽制していたように、当時進行中であった町立宇和病院の全面改築等に係る事業費の優先及び補助金獲得などの問題から体育館建設の実現にはかなりの時間を要した。町長にしても体育館の建設が議会で承認され、しかも彼自身それを年次計画に入れることを公言していたため、財源確保に努めていた。また、体育館建設促進委員会でも、体育館建設のための財源を問題にし、その一助とするため、町体協を中心に一般寄附を募る運動を展開しはじめたのである。このような体育館建設のための財源確保が問題にされていた時期に再びM代議士が登場する。

町当局では、体育館建設資金の確保のために建設省に対して体育館建設に関する補助金交付について要請していたが、これは都市公園法制定以来例のないことであり、当然のことながら建設省サイドは否定的な態度を示していた。しかし、その後町長が上京し、M代議士の周旋のもとに建設省の課長、審議官等を説いて回った結果、「M代議士の言うことであれば仕方がない。」(町長談)ということで補助金が交付されることになったという。その間の事情は、町議会の質疑応答において、町長の補助金獲得の誇示とともに、吐露されている。

「今までは運動公園の中で体育館というものは全国にございませんで、全国の運動公園に体育館を持たないという助成措置、クレーンもつけて体育館を持たないというはおかしいなと時々話していたわけですが、いざ一般の建設省の緑地公園会におきまして、2箇月位使うプールでさえ国は出すのでこの施設をやるのに、年間使う体育館をやらないということはおかしいということを頻りに申し上げているわけでありました。たまたまM先生がこの関係の運動公園の特別委員長でありますから、ひとつやってみるかというお話を緑地課の課長はいたしましたので、今までにないことでございますし、必ずしもそれが実現するということは大変なことだと思います。が、一応青写真を持って来て見よというようなことに約束を課長とはいたしました。こうなれば半分50%が補助であとは過疎債を頂ければ8割残らというのが補助と同じでありますから立派な体育館ができるだろうと思いますが、それでありましたら運動公園の体育館ということは皆さんにもご賛同頂けると思いますが、一般の文部省の規定にありますような体育館でありますと到底なかなかでございます…。」⁴⁰⁾

こうして、昭和52年度には補助金が交付され、体育館建設の運びとなったのである。その際、町体協側は10円募金で集めた8万円と、さらにその後募集された一般寄附金およそ500万円をもとに、体育館内にトレーニング・

センターを整備することを町当局に要望し、それが受け入れられるところとなった。体育館は昭和53年3月に竣工されるのであるが、運動公園建設には昭和60年度までに13億5千万円（うち国庫補助金55,230万円）が支出され、陸上競技場、プール、体育館、サブ・グラウンド、多目的広場、テニス・コートなどの施設が整備されている。

運動公園の建設は、住民の要望ないしは要求に応じたというよりも当町の住宅整備、過疎対策としての団地建設とその財源の問題が生じた中で、国の施策を先取した代議士の指導、助言によるものであり、政治的駆け引きあるいは取り引きと呼ぶのに相応しいものであった。国会議員にとって「国庫補助金は、選挙の票に結びつく」⁴¹⁾ものであり、中央官庁は「許認可、補助金、利権を通して政治家に密着し、互いに利用し合うことでそれぞれの地位や組織を強固にする。」⁴²⁾自治体にとっても、補助金交付にはその裏に通常起債が認められることから国庫補助金の魅力は大きく、首長も補助金をとってこることで行政的手腕の評価を高めているのである。とりわけ団地建設とその財源の問題が生じていた宇和町の首長にしてみれば不安をもちながらも「渡りに船」の心境であったことだろう。体育館建設については、町体協も重要な役割を果たすようになるが、宇和町体育協会は、各地域を基盤としたものではなく、また自治会、町内会等と密接な関係をもつというわけでもなく、それがそのような地域集団等を母体としたものであろうとなかろうと、自発的な愛好者を基盤としている。したがって、町体協は票には繋がらないと指摘する議員もいる。事実、体育館建設運動に尽力した町体育会長は後の選挙で落選するのである（その後返り咲く）が、町体協は、スポーツを基底とした社会的勢力をもつ集団であることは否定できない。それにしても国会議員を通じて体育館建設のための補助金が交付されたことは国の施策の変更にも繋がるものであった。

4. スポーツの理念、体制を巡る問題と スポーツ政策

運動公園建設に至る経緯については前述の通りであるが、昭和56年度までに50mプール、陸上競技場、体育館、多目的広場が完成されている。プールを除いて、それらの施設の使用状況を示す数値を把握してはいないが、体育館、プールの使用は飽和状態である。プールの利用については、昭和53年の利用者は17,691人（一日平均249人）となっている。しかし、その後、隣接の大洲市において

規模の大きい、しかも流水プール等を備えたものが完成されたことから、大洲市のプールを利用する人々が増え始め、当町のプール利用者が減少していると報告されている。陸上競技場については体協陸上部によって利用され、また郡および南予レベルの大会の会場として利用されているが、隣接の梶原池の水利権の問題、建設課主導の建設計画立案等により、300mのトラックしかとれず一部で不評を買っている。

スポーツに関する活動の振興の面では、昭和52年度に地域スポーツ・クラブ育成指定市町村事業に115万円（うち国庫補助金575,000円）、翌年度には市町村基礎体力づくりスポーツ振興事業に1,152,000円（うち国庫補助金576,000円）を支出し、スポーツ大会、スポーツ教室、スポーツ・テストなどが実施されているが、中でもテニス、バドミントンなどの新たな種目を取り上げられている（表12, 13）。これまでどちらかと言えば、スポーツ大会開催を通じてスポーツ活動の振興を図っていたのに対し、ここでは、多様なスポーツ等の教室を開設することによりスポーツの普及を図り、かつクラブの育成を促そうとする方向がみられる。しかし、それは、当町のスポーツ振興政策の基本方針に基づいたものというよりも、むしろ国の施策の影響を受けたものであった。

テニスについては昭和52年に運動部経験をもつG氏（商店経営）を中心に51名の部員をもって軟式テニス部が結成され、宇和中学校のテニス・コートを借用して活動を展開するようになっていた。しかし、生徒の課外活動の関係から十分な利用ができず、四国電力会社のコートを借用することにしたが、そこでも社員の利用からコート借用を遠慮せざるを得なくなり、テニス部の活動が停滞するようになった。そこで、昭和54年にはテニス部の活動場所として体育協会長名で宇和交通公園（バレー・コート）の開放について、町役場福祉課長宛に要望書を出し、それが認められ、部員自ら公園のコート整備にあたるなどの努力が払われたのである。

さて、この時期には町体協は、県体協から補助金を受け、スポーツ教室を開設するようになっていた。昭和53年度では3万円の補助でサッカー、バレーボール、陸上競技、55年度では8万円の補助でバレーボール、卓球、ソフトボール、翌年度では111,000円の補助で少年剣道、バレーボール（2コース）の教室を開設している。種目の中では、特にソフトボールの発展が著しい。各地域夜間照明施設の整備はソフトボール活動を盛んにし、昭和51年に425名でスタートしたソフトボール連盟は昭和56年には677名で40チームを越え、ナイター・リーグも4部制を取るほどになったのである。バレーボールについて

表12 昭和52, 53年度社会体育関係補助事業

事業名	事業費総額	補助金額	補助率	年度	備考
地域スポーツ・クラブ育成指定市町村設置事業	1,150,000円	575,000円	1/2	52	企画・連絡会議 広報活動 スポーツ・クラブ指導者研修 各種スポーツ行事及び教室 インフォメーション・センター設置
学校体育施設開放事業	180,000	60,000	1/3	52	学校体育施設開放管理者指導賃金
市町村基礎体力づくりスポーツ振興事業	1,152,200	576,000	1/2	53	スポーツ・クラブ指導者研修 各種スポーツ行事及び教室 スポーツ・テスト
学校体育施設開放事業	180,000	60,000	1/3	53	学校体育施設開放管理者指導賃金

(宇和町教育委員会資料, 昭和52, 53年度社会体育関係補助事業一覽)

表13 昭和52, 53年度社会体育補助金事業の概要

昭和52年度			昭和53年度	
教室・大会名	指導対象	参加者数	教室・大会名	参加者数
体操教室	婦人	30名	サッカー教室	30名
サッカー教室	小学生	34	バドミントン教室	30
バレーボール教室	婦人	30	テニス教室	30
バドミントン教室	青少年	25	卓球教室	30
剣道教室	小学生	30	軽スポーツ教室	30
卓球教室	婦人	41	バレーボール教室	30
テニス教室	青年・婦人	30	体力づくり教室	85
野球教室	青少年	28	親と子の体力づくり	22
バレーボール大会	}	計240	バレーボール大会	約300
バドミントン大会			サッカー大会	〃 120
剣道大会			ソフトボール大会	〃 450
卓球大会			スポーツ・テスト	年3回
サッカー大会				約280
スポーツ・テスト		240		

(宇和町教育委員会資料より作成)

も町立体育館を利用してその活動がよく行われるようになり、部員数も72名に増加し、また定期的なグループの活動も行われている。それに、昭和54, 55年には「南予に高度な技術を」のスローガンの下に実業団を招き、実業団バレーボール宇和大会を開催し、人々の関心を引きつけたのである。なお、この大会には都市計画総務費において負担金が支出されており、昭和54年のそれは382,140円である。野球部についても同部結成以来部員は徐々に増加し、昭和56年には130名になった。しかし、その活動場所は宇和球場のみで、しかも同球場には照明施設がなく、土、日曜日にしか試合ができないことから参加チームがあまり増加しないことなどの問題を抱えている。そのため同球場のナイター施設の整備が要望され、町議会でもそれについて論議されるようになっていく。

それにしても、こうしたテニス部の創設とその活動、野球部員の増加、ソフトボール、バレーボールの発展によって、町体協の加盟者数も昭和56年には1,000名を越えたのである。その他、陸上部については、町体協会長等の働きかけで宇和高校出身の優れた中・長距離選手を同校教諭に迎え、昭和53年には愛媛県下3大駅伝のうち2つのタイトルを獲得するなど競技力の向上は著しく、かつ昭和56年の宇和町駅伝大会には60チームが参加するほどの盛況にもかかわらず、部員の増加はみられなかった。また、各地区SCにおいてもスポーツ活動が展開されるようになり、特に中川SCは良き指導者に恵まれていたこともあって昭和53年には優良団体として文部大臣表彰を受けたのである。昭和50年前後に各SCの連絡調整を図るために設置されたSC連絡協議会においても各SCの

親睦を深めるために昭和53年にバレーボール大会、ソフトボール大会を、翌年にはサッカー大会、卓球大会を開催するようになっていた。

ところで、この時期には特にソフトボール活動の隆盛に伴い、各小学校運動場夜間照明使用回数が著しく増え、表14のように、同使用に伴う町当局の電気料負担が大きくなり、同使用料の値上げが問題とされるようになった。既に昭和54年3月の議会で受益者負担の原則がかかげられ、1時間400円から600円に、1時間以上30分を増す毎に300円を徴収することが承認されていたが、昭和56年度にはさらに1時間以内1,000円、1時間以上30分を増す毎に500円を徴収することとなったのである。他方、町体協でも拡大する事業に対して財政基盤の強化のために、会費一人当たり200円から500円に値上げし、昭和56年度の収入に占める会費の割合は前年度の20.2%から43%に上昇したのである⁴³⁾。また、ソフトボール活動の隆盛は、夜間の頻繁な施設利用による弊害を生じさせた。つまり、小学校運動場使用の際、ボールが運動場外に飛び出す危険性や夜間照明施設利用による害虫の発生などが町政懇談会で指摘されたのである。そのため、昭和54年度には多田および田之筋小学校運動場に136万円でフェンスが取り付けられ、また344,000円でもって明間小学校運動場に夜間照明施設殺虫灯が設けられ、次いで、昭和55年にも多田小学校運動場に72,000円で防球ネットが、114,000の経費で宇和小学校夜間照明施設殺虫機が取り付けられたのである。このような対策を施しながら、さらに、夜間照明施設の整備が進められた。昭和56年度には中川小学校運動場夜間照明整備に5,073,000円(うち国庫補助金1,691,000円)、田之筋小学校同整備に4,068,000円(うち国庫補助金1,356,000円)を費すとともに、それぞれフェンス工事に1,038,000円(うち国庫補助金346,000円)を費やしたのである。また、翌年度にも、多田小学校運動

場夜間照明施設整備に480万円(うち国庫補助金1,588,000円)、宇和小学校運動場防球ネット新設に210万円を支出した他、町営球場スコアボード改修が650万円で行われたのである。

さて、昭和56年、57年度には国庫補助金を受けてスポーツ振興普及事業が行われているが、56年度のそれは、1,065,000円(うち国庫補助金50万円)で推進された伝統スポーツ普及事業であり、相模関係の行事を中心としたものであった。この伝統スポーツ普及事業における相模関係の行事は、単に国の方針を受けたものでしかなく、持続的な補助金交付を容易にするための手段としてもみなされるが、その他ではソフトボール教室、ドッジボール大会が行われている(表15, 16)。前者は当時問題となったソフトボール・リーグの審判技術の向上に関するものであり、後者は数年前から町体育祭に取り入れられた婦人ドッジボールの普及を兼ねたものであった。1,060,179円(うち国庫補助金50万円)を支出して行われた昭和57年度の補助金事業は表17, 18の通りである。婦人ソフトボールの教室や大会の他に、クロケータ教室、バドミントン大会、オリエンテーリング大会などが行われており、新たなスポーツの種目の教育と組織的拡大が図られている。また、社会体育指導者研修において、学校体育主任が対象とされており、体育教師を社会体育指導者として活用する方針が打ち出されている。

ところで、昭和57年2月に卓球の元全日本チャンピオンを招き、卓球教室を開催した町体協は、昭和56年のソフトボールの発展に伴い創設された、郡ソフトボール協会を足掛かりに、昭和57年7月には、待望の東宇和郡体協振興会の設置を促し、郡民体育大会が開催されることになった(競技種目は男女バレー、卓球、テニス、バドミントン、ソフトボールなど)。これに刺激され、同年8月には上宇和フレンズに加え、下宇和地域の明間グループ、次いで同10月には石城女子ソフトボールグループ、笠置レディース(石城地域岩木)など、女子ソフトボールグループが結成されたのである。これらグループの育成のために、町体協は昭和57, 58年度の補助金事業において婦人ソフトボールの教室を開設し、教育委員会でも57年度の事業で婦人ソフトボールの教室や大会を開設及び開催したのである。

各地域にあっては、独自にスポーツ活動が展開されていることは既に述べたが、町域は大きく旧町村に区分される。そのうち下宇和については、地理的な状況から下宇和と明間の2地域に分けられる。宇和地域は市街地であり、当町の中心地である卯之町と周辺の農村地帯があり、この地域におけるスポーツのための組織は形成され

表14 夜間照明施設使用料と電気料負担
(昭和51～56年度)

年度	電気料負担	夜間照明施設使用料
昭和51	435,181円	42,950
52	564,691	—
53	804,710	13,300
54	837,173	97,150
55	1,277,666	188,650
56	1,497,123	513,900

(昭和51～56年度宇和町歳出入書より作成)

注. 52年度の使用料については他の項目に含まれていないので、明確ではない。

表15 昭和56年度宇和町基礎体力づくり・スポーツ振興事業費支出内訳

単位：円

	事業費	積算内訳
水泳教室	95,770	講師謝礼 21×3,000=63,000 8×2,000=16,000 帽子 55×300=16,500 ネームペン 3×90=270
ソフトボール教室	68,000	講師謝礼 4×7,000=28,000 ルール集 50×800=40,000
バレーボール大会	110,800	審判謝礼 18×3,000=54,000 試合球5号 4×4,800=19,200 4号 8×4,700=37,600
少年剣道大会	50,500	審判謝礼 10×3,000=30,000 ノート 100×200=20,000 のし紙 100×5=500
卓球大会	25,530	審判謝礼 8×3,000=24,000 試合球 1ダース 1,530
ドッジボール大会	54,400	審判謝礼 16×3,000=48,000 試合球 4×1,600=6,400
伝統的スポーツ普及推進事業	660,000	行事謝礼・土俵づくり他
計	1,065,000	

(宇和町教育委員会、昭和56年度宇和町基礎体力づくり・スポーツ振興事業支出明細書、より作成)

表16 昭和56年度宇和町基礎体力づくり・スポーツ振興事業

事業名	内容	期間	対象	参加者数	備考
水泳教室	小学校低学年の泳げない子どもを対象とした教室	7月下旬 ～8月上旬	小学生	50名	
ソフトボール教室	ソフトボール審判教室	7～8月	青年	50	
少年剣道大会	小・中学生による剣道大会	4.26	小・中学生	86	
婦人ドッジボール大会	地域別婦人チームによるABゾーン・リーグ戦	9.6	婦人	170	1チーム20名
卓球大会	地域別男女各3名でのチーム編成(単・複戦)	9.6	一般男女	70	1チーム8名
バレーボール大会	地域別チーム編成(混合, 男子, 女子)	9.6	一般男女	300	1チーム12名
八幡神社宮相撲	大会	10.15	学生	60	
松葉城宮相撲	大会	5.5	学生	130	
高智神社宮相撲	大会	8.16	学生	35	
三島神社宮相撲	大会	7.31	学生	70	
観音水宮相撲	大会	8.10	学生	30	
明間神社宮相撲	大会	11.2	学生	40	
三島神社相撲ねり	発表会	10.22	学生	1,500	
八幡神社相撲ねり	発表会	10.15	学生	500	

(昭和56年度宇和町市町村基礎体力づくりスポーツ振興事業報告書より作成)

ていない。同地域のスポーツ愛好者は、教育委員会、体育協会、ソフト連盟および各種部目の開催する大会、教室等に自主的に参加している。その意味では、宇和地域のスポーツは地縁の結合におけるスポーツではなく、機能的結合によるスポーツと言えよう。ただ、第二次農業

構造改善事業を契機に、旧町周辺の神領、久枝2、3区、野田、小野田から成る神野久地区では昭和52年より運動会が開催され、また昭和60年には初の駅伝大会が開催され、27チームの参加を見、さらに翌年には連帯意識を高めようとして同地区村づくり協議会において白菊杯レク

バレー大会が開催されたのである。

他の6地域においては、それぞれSCが設置されているが、その構成は地域によって異なっており、またそのみがスポーツ活動を組織化、運営しているのではない。石城地域では、SCは各地区選出の理事と3つの種目部の責任者(男女各1名)から構成される企画、連絡調整的な組織であり、地区対抗のバレーボール、ソフトボール大会、駅伝大会や運動会などを開催しているが、実際の運営には団体連絡協議会が当たっている。つまり、石城SCは企画と人選、各地区連絡をその主な役割としているのである。それに、同地域はかつて笠置村と山田村に別れていたため、現在でも笠置村であった岩木地区ではスポーツ活動もこれらの地域でまとまって行われることも多く、笠置SCが設置されているのである。前述の女子ソフトボール・グループもそうした背景から結成されたものであった。多田地域ではSCは名ばかりで、壮年会のソフトボール・リーグ、地域振興協議会による運動会、駅伝大会、オリエンテーリング大会、婦人会のレク・バレー活動、公民館主催の地区対抗老人クロッケー大会、青年団のバドミントン活動など各種団体にその基盤を置いている。下宇和、明間の両地域のSCは会費を徴収するメンバー制をとっており、町レベルの大会参加やそのための活動を行っている。地域全体の行事については、下宇和地域では地域開発協議会が運動会、地区対抗球技会を企画、運営し、明間地域では愛護班が駅伝大会を、地区部落会が地区対抗ナイター・バレーボール大会、オリエンテーリング大会などを企画、運営している。下宇和SCはバレー、ソフト、野球、陸上等の部があり、昭和60年度現在会員は92名で会費は一人当たり500円で活動している⁴⁴⁾。バレー部は週1回小学校体育館で活動し、ソフト部はナイター・ソフトボール・リーグで活躍し、また陸上についても特に皆田地区の愛好者が中心となって、活動を展開している。特に駅伝

表17 昭和57年度宇和町基礎体力づくり・スポーツ振興事業費支出内訳

単位：円

	事業費	積算内訳
社会体育指導者研修会	58,560	講師謝礼 15,000×2=30,000 4,000×5=20,000 研修旅費 1,200×3=3,600 2,800×1=2,800 2,160×1=2,160
テニス教室	24,000	講師謝礼 3,000×8=24,000
婦人ソフトボール教室	45,000	講師謝礼 3,000×15=45,000
バレーボール教室	51,000	講師謝礼 3,000×17=51,000
クロッケー教室	29,000	講師謝礼 3,000×7=21,000 4,000×2=8,000
健康体力づくり教室	66,000	講師謝礼 3,000×22=66,000
バレーボール大会	59,805	審判謝礼 3,000×19=57,000 模造紙 35×30=1,050 ペナント 300×1=300
クロッケー大会	84,500	審判謝礼 3,000×22=66,000 ノート 100×100=10,000 会議費 500×17=8,500
卓球大会	55,300	審判謝礼 3,000×8=24,000 カルピス 450×54=24,300 会議費 500×14=7,000
歩こう大会	50,804	タオル 496本 50,804
走ろう大会	193,130	審判謝礼 3,000×44=132,000 メダル 鉛筆 スプレー ロープ 釘 賞状額 紙電管 53,630
バドミントン大会	19,000	会議費 500×15=7,500 審判謝礼 3,000×4=12,000
オリエンテーリング大会	65,140	タオル 175×40=7,000 審判謝礼 3,000×8=24,000 楯 16,800 ジュース 55本 3,000 ノート 100冊 17,340 会議費 500×8=4,000
婦人ソフトボール大会	42,740	審判謝礼 3,000×10=30,000 ボール 7,000×1=7,000 石灰 480×3=1,440 冷麦茶 215×20=4,300
剣道大会	57,000	審判謝礼 3,000×10=30,000 表彰状 100×100=10,000 ノート 100×170=17,000
駅伝大会	132,200	審判員謝礼 3,000×23=69,000 鉛筆 タスキ 感光紙 表彰状 ペナント スプレー 48,200 マイクロバス借上げ 15,000
スポーツ・体力テスト	27,000	審判謝礼 3,000×8=24,000 テキスト 500×6=3,000
計	1,060,179	

(昭和57年度宇和町基礎体力づくり・スポーツ振興事業実施経過報告書)

表18 昭和57年宇和町市町村基礎体力づくり・スポーツ振興事業

事業名	内容	期間	対象者	受講者数
社会体育指導者研修会	地域スポーツ活動の指導者養成	8月22日 3月20日	体育指導員, スポーツ・ クラブ員, 学校体育主任	74名
テニス教室	初心者を対象にした基礎的な指導	4～7月	一般成人	30
婦人ソフトボール教室	基本動作とルール講習の指導	4～9月	家庭婦人	33
バレーボール教室	初心者を対象にした基本動作の指導	7～3月	一般成人	42
クロッケー教室	基礎技術とルール指導	6～12月	一般成人, 高齢者	36
健康体力づくり教室	家族ぐるみの軽スポーツ活動の推進指導	5～3月	一般成人	49
バレーボール大会	町内8チーム参加(男子チーム:29歳以下5名, 30歳以上4名, 女子チーム:未婚4名, 既婚5名)	9.5	一般成人	264
クロッケー大会	町内8チーム参加(1チーム男女各3名)	9.5 10.2	老人クラブ 〃	64 40
卓球大会	町内8チーム参加(1チーム男女各3名)	9.5	一般成人	64
歩こう大会	町内史跡めぐりを兼ねて実施(約10km)	5.4	小・中・高・成人	250
走ろう大会	年齢別による競争(小低1,000m, 小中1,500m他)	10.10	小・中・高・成人	619
バドミントン大会	1チーム3名, 自由参加	8.29	一般成人	40
オリエンテーリング大会	家族ぐるみグループ参加	3.13	小・中・高・成人	166
婦人ソフトボール大会	町内4チームによるリーグ戦	8.8 9.5	家庭婦人	41 62
剣道大会	小・中学生対象の大会	5.2	小・中学生	91
駅伝大会	町内28kmを6区間による駅伝, 70チーム参加	1.23	小・中・高校生 成人	560
スポーツ・テスト	体力診断テスト及び肺活量, 脈搏, 閉眼片足立ち等	6.4, 7.2 3.15	一般成人	75

(昭和57年宇和町市町村基礎体力づくり・スポーツ振興事業実施経過報告書より作成)

に力を入れている。こうした活動に対して下宇和SCは昭和56年には社会体育優良団体として表彰されたのである。他方、明間地域では会費をとっても繰越金が多く、昭和56年度では収入113,702円に対し次年度繰越金は38,082円、58年度でも41,211円となっている⁴⁵⁾。そのため、昭和60年度にはそれまでの会費男子2,000円、女子1,000円をそれぞれ1,000円と500円に値下げしたのである。それでも同年度の収支決算では収入101,619円に対し、次年度繰越金は65,002円となっており⁴⁶⁾、収入に見合う活動が展開されていないと言われている。前述の石城SCもかつてはメンバー会費制をとっていたが、部によって活動に差があるために一律の会費では不平等が生じ、それが問題となったことから昭和50年よりメンバー会費制を廃止したのである。従って、SCは財源がなく、何をすることも身動きがとれない状態になっていると言う。このメンバー会費制の問題は田之筋SCにおいても見られる。元来、SCは地域内のスポーツ活動の社会的基盤としては言うまでもなく、昭和46年度に始まった町

民体育祭における選抜チームの編成ということもあって設置されたものであったが、石城SCと同様に、会員制をとりながら会員のための活動が少なく、特にソフトボール活動があまり行われなかったことに不満をもっていたソフトボール部員は昭和58年の町体育祭における球技大会の廃止を契機にSCを脱退し、独自にソフトボール連盟を設置し、1チーム1万円の会費を徴収し、5つの地区を単位とした6チーム対抗の夏期および秋期ソフトボール・リーグを開催しはじめたのである。当初、夜間照明施設使用は有料であったが、SCが協賛するという形式をとることによって免除されるようになり、またSC会員もそれに参加していることから、スポーツ連合の設置といった、両者の合併問題も持ちあがってはいるが、SCからの脱退を主導した人物が強硬なため、その可能性は薄い。田之筋SCは、会長、副会長を総会で選出し、各地区に支部を置き、その支部長の中からソフトボール、バレーボール、テニスの部長、副部長を選出している。行事は地区対抗のソフトボール、バレーボール

大会や駅伝大会を行っており、また、レクバレーや老人クロッケーなども行われている。かつては卓球部もあったが、町体育祭の球技大会廃止によって活動が停滞し、休部となっている。公民館主事は、「住民の意欲がないのに、いろいろなスポーツの普及を試みても無理。」と言い、「公民館主事は地域の指導者になれ、と言われるけれども、地元に戻れば小使いでしかない。」と嘆く。

町内でも最も充実していると言われる中川ＳＣでも、クラブ員のための活動が少ないことなどの理由からメンバー会費制を昭和58年度より廃止している。バレー、ソフト、バドミントン、卓球、陸上、剣道、少年野球などの部があり、各部担当者と各自治会体育部長を委員とし、レクバレー、バレー、ソフトボール、卓球等の大会、クロッケー交流会、少年剣道及び野球教室、ミニ駅伝大会等を開催、後援するとともに、町レベルの大会などへの選手参加を促している。また、毎月第3日曜日を同地域のスポーツの日とし、同日にはジョギングや体操等を行っている⁴⁷⁾。この中川ＳＣは、昭和56年よりスポーツ・ミニ・コミを発行し、情報提供、啓蒙、活動報告等を行っている。この地域のスポーツ情報紙は、昭和58年半ばから「中川だより」というミニ・コミへと変貌するが、中川地域は宇和地域と隣接し、大洲市・松山市と宇和島市をつなぐ宇和町の基幹道路である国道56号線沿いに位置し、便利が比較的良く、また、その立地条件から、昭和45年に誘致された共立電機が同地域で操業を始めるなど労働力の吸収もあって、混住化が進み、人口減少も止まっている地域でもある。そうしたことを背景にしながら、良き指導者に恵まれたことが中川地域のスポーツの発展につながったのである。同地域に住む教師、体育指導委員、後に教育委員会嘱託として勤務し、ＳＣ連絡協議会会長となり、宇和町のリーダーでもあるＯ氏、スポーツ愛好者で中堅リーダーのＫ兄弟等々の人々が積極的にスポーツ活動をリードしているのである。彼等が講師となり、また体協加盟の部員や体育指導委員を講師として、県スポーツ振興事業団から補助を受け、ファミリー健康教室を開設しているのである。しかし、これらリーダー的存在の人々の負担、その後継者の問題がささやかれつつある。

ＳＣは、町民体育祭を契機に行政主導の下で設置されたものであるが、前述のように、その多くはメンバー会費制をとるようになった。しかし、それが地域を基盤とし、町民体育祭の選抜チーム結成と各地域のスポーツ活動の振興を図ろうとしたものであって、自発的参加者のための活動の組織ではなかったことから、メンバー会費制がくずれ、あるいは不満が生じ、分裂を起こしたので

あり、メンバー会費制を維持しているＳＣでもそれが問題となっている。わが国の地域のスポーツについては、多くの場合、スポーツが普及していないところに、スポーツを行政主導で普及しようとして、市町村レベルの大会や行事が開催されてきた。それも愛好者ないしは自発的参加者を募るのではなく、スポーツ普及のために、また、多くの参加者を確保するために、旧町村、あるいは町内会、部落会、自治会といった地縁組織にその参加の基盤を置いたのであった。そのことがかえって、自発的組織の形成を難しくし、地域網羅型、住民駆出し型という方式をつくっていったのである。しかも、地域住民の日常の自発的な活動から、組織が形成され、さらにそれによって住民のスポーツ活動が組織化されたのではなく、行政のスポーツ振興施策に対応して組織が形成されたことから、それらの地域のスポーツ活動が、政策の変化やより上位のスポーツ状況に影響されやすいという側面を醸成することになったのである。そのため、メンバー制の組織を形成しようとしても、地域の一般住民へのスポーツの普及、地域代表としてのスポーツ参加とメンバーのためのプログラムという狭間においてメンバー制は脆いものであった。そのため、メンバーのためのプログラムと地域の一般住民のためのプログラムがそれぞれの組織で展開されている場合においてメンバー制が維持される傾向にある。

さて、教育委員会では、昭和58、59年度は健康づくりモデル事業県補助金を受け、506,700円(うち県補助金25万円)、580,534円(同25万円)を支出し、各種大会や婦人レクリエーション・バレーボールの講習などを行っている(表19～22)。また、昭和58年度には基礎体力づくりスポーツ振興事業において、年齢層に応じたスポーツ実践の教室を開設している(表23、24)。それとともに、町体協は教育委員会と共催で昭和59年には君原健二氏を、他方、PTAでも篤文也氏、翌年には田口信教氏を招き、講演を催すなどスポーツのシンボル面での強化が図られている。それに、昭和58年の合併30年を契機に宇和町民憲章が制定され、自然、産業、健康、福祉、文化の5つのテーマの中で、健康のテーマにおいて「スポーツに親しみ、健康なまちをつくります。」という条文が掲げられたように、スポーツは宇和町の地域の生活の中で確固たる位置を占めていった。また、駅伝大会の盛況は昭和59年の町議会議員チームのオープン参加を促すなど、議員が町民との接触を図るためにスポーツ活動に参加する側面も見られたのである。しかし、スポーツが盛んになるにつれて、重大な問題が現出するようになった。その一つは隆盛を誇ったソフトボール連盟の内部対立と加盟

チームの減少である。昭和56年に40チームを越えたソフトボール・リーグは審判の問題を境に陰りをみせ、58年の春期リーグには36チーム、60年の春期リーグは30チームに減少したのである。審判の問題は、審判の判定が勝敗に大きく影響すること、また、各参加チームによる審判の負担が重荷になりはじめたことなどから生じたものであるが、審判養成が進められ、昭和57年度から審判協会所属の者が有料(1試合1,000円)でソフトボール・リーグの審判を行うことになり、夜間照明料の値上げと審判料の徴収からソフトボール連盟加盟料が値上げされたのである。ところが、この審判料が高いという問題、また、楽しくやればよい、仲間内でやればよいという意見をもつ者がいたのである。そのため、昭和57年度の理事会(総会に代わる最高議決機関)では決算、予算、審判問題で紛糾し、再度開かれた理事会でも執行部案がほとんど否決され、従来通りの運営を望む声が多数を占めたという。反対派の者が発行している、宇和町スポーツ情報紙、宇和タイムズでは、「競技力の向上に審判員の資格の向上は欠かせぬ条件だが、余りに厳しい運営を急ぐと、社会体育から逸脱し、スポーツを本当に楽しもうとする人達から敬遠されかねない。」⁴⁸⁾と忠告されている。その背景には、昭和49年以前早朝ソフトボールの時代にリーダー的存在であったF氏を中心としたグループ、町内で最強のIチームのY氏を中心としたグループの対立があ

り、しかも、前者は楽しく、仲間内でやればよいという考え方、後者は組織の充実とともに、南予や県でも通用するようにレベル・アップを図るという考え方をもっていたのである。その上、審判協会でユニフォームを購入しようとしてY氏の後輩が経営するスポーツ店に注文したのであるが、前者のグループにはスポーツ店経営者がおり、それがまた対抗グループの反感を買い、対抗グループがそれを県協会に通知したことから、ストップがかかるという紛争を巻き起こしたのである。こうした中で、対抗グループは独自のソフトボール大会を開催し、新たな団体を設立する動きを見せはじめたが、その大会への参加チームが少なかったことから、対抗グループの狙いは崩れ去るのである。しかしながら、他方では、常勝チームであったIチームへの妬みもあって、ついにIチームは昭和58年度を最後に解散することになる。こうした、スポーツを巡る理念や体制とそれに絡みあう人間関係から、Iチームに追いつき、追い越すという目標、また技術のレベル・アップというソフトボール協会のアイデンティティが崩れ、同協会の加盟チームが減少していくのである。昭和60年から審判も再び仲間内で無料で行うようになる。

この種の問題はソフトボール連盟に限ったことではない。宇和町全体の問題でもある。町民体育祭での球技大会の廃止も、いつも同じような人が参加し、技術レベル

表19 昭和58年度宇和町健康づくりモデル事業費内訳

単位：円

開催内容	区 分	支 出 額	積 算 内 訳
講 習	報償費	19,000	15,000×1=15,000 4,000×1=4,000
	消耗品費	5,600	中質紙 3,200 フィルム(3本) 2,400
	印刷製本費	18,220	現像・焼増し 5,320 資料印刷代 86×150部=12,900
	小計	42,820	
実 践	報償費	200,000	4,000×5=20,000 3,000×60=180,000
	消耗品費	141,180	賞状額(22個)22,000 スプレー(2本)1,200 メダル(48個)26,400 石灰 2,880 鉛筆(500組)37,500 中質紙 3,200 上質紙(100枚)1,000 ファックス用紙 10,000 ノート(100冊)9,300 トロフィー(3個)7,600 盾 20,100
	印刷製本費	27,500	完走賞(400枚)14,600 賞状(300枚)12,900
	食料費	44,600	
	役務費	6,000	保険料
	小計	419,280	
診 断	報償費	33,000	7,000×3=21,000 4,000×3=12,000
	印刷製本費	6,600	資料印刷代 33×200部=6,600
	食料費	5,000	菓子代 200×25=5,000
	小計	44,600	
	総 計	506,700	

(昭和58年度宇和町健康づくりモデル事業実施報告書。但し、語句等若干修正している。)

表20 昭和58年度宇和町健康づくりモデル事業

開催内容	健康増進教室の名称等	事業の概要	実施期日	対象者	受講者数
講習	婦人健康大学	「婦人の健康と軽スポーツ」の講演と健康づくり体操及びレク・バレーの実施	8月23日	一般婦人	158名
	中高年者健康づくりの集い	「中高年の健康づくり」の講演と健康体操及びレクリエーション・健康相談の実施	12月16日	一般成人 高齢者	99
	壮年健康大学	「気をつけたい成人病とその予防」の講演と健康づくり体操等の実施	12月2日	壮年	25
実践	ジョギングの集い	ジョギングの方法を理解させ、生活の中に定着させる	9月12日	一般	36
	文化の里めぐり歩こう会	「ふるさとこみち」を歩き、ふるさとの文化にふれ、体力づくりの一助とする	7月24日 10月13日	児童・生徒、一般	57
	健康づくりはしろう大会	自己の体力にあったペースでそれぞれの距離を走り、完定の喜びを知り、走ることへの関心をもたす	10月10日	〃	657
	駅伝競走大会	日頃の健康・体力づくりの成果を発揮する	1月15日	〃	603
	オリエンテーリング大会	自然の中での競技に適し、自己の体力を知り、健康づくりの足掛かりとし、親子夫婦の対話の場とする	11月27日 3月18日	〃	266
報告	栄養健康相談	各種の検診・診断結果による栄養・運動等の相談、指導	2月10日	一般	38
	体力テストの会	自己の健康・体力を知り、日常活動の中に運動の定着化を図る	1月19日	〃	24
	体力テスト及び診断結果の報告会	体力テスト結果の分析・検討と今後の対策について	2月23日	〃	31

(昭和58年度宇和町健康づくりモデル事業実施報告書、但し語句等若干修正している。)

表21 昭和59年度宇和町健康づくりモデル事業費内訳

開催内容	区分	支出額	積算内訳
講習	報償費	24,000	4,000×6=24,000
	食料費	15,959	
	消耗費	20,400	
	小計	60,359	
実践	報償費	270,000	100,000×1=100,000 4,000×5=20,000 3,000×50=150,000 賞状額(22個)24,200 石灰(10俵)4,800 鉛筆(500組)37,500 ノート(90冊)8,550 メダル(54個)29,700 盾(8本)16,800 完走賞(500枚)18,500 ジュース 50×324=16,200 弁当 450×75=33,750
	消耗費	121,550	
	印刷製本費	18,500	
	食料費	49,950	
	役務費	23,600	
小計	483,600		
診断	報償費	31,000	7,000×2=14,000 4,000×2=8,000 3,000×3=9,000 50×54=2,700 ボールペン(30本)1,260 テープ(5個)340 シャープペン(15本)1,275
	食料費	2,700	
	消耗費	2,875	
	小計	36,575	
総計		580,534	

(昭和59年度宇和町健康づくりモデル事業実施報告書、但し、語句等若干修正している。)

表22 昭和59年度宇和町健康づくりモデル事業

開催内容	健康増進教室の名称等	事業の概要	実施期日	対象者	受講数	指導
講習	婦人健康大学	成人病の予防に関する講習、健康のためのレクリエーション、軽スポーツの実施	12月10日	一般婦人	150名	中学校教諭 体育指導委員
	高齢者健康づくり教室	「中高年の健康づくり」の健康体操及び健康相談の実施	8月16日	高齢者	35	体育指導委員 栄養士
	壮年健康大学	「気をつけたい成人病とその予防」の講演と健康づくり体操等の実施	8月26日	壮年	25	SC会長
実践	ジョギングの集い	ジョギングの実践と実施	8月5日 2月24日	児童～一般	300 120	県外講師 保健婦
	文化の里めぐり歩こう会	「ふる里こ道」を歩くことによってふる里の文化にふれると共に体力づくりの一助とする	8月22日	児童・生徒、一般	40	文化財保護審 議委員
	健康づくりはしろう大会	自己の体力にあったペースでそれぞれの距離を走り、完走の喜びを知り、走ることへの興味づけをする。	11月25日 12月2日	〃	200 150	体育指導委員 保健婦 SC
	夫婦体力づくり教室	レクリエーション、体力づくり体操、軽スポーツ等を通して健康増進を図る	6月11日	一般	50	体指 婦人パ レー指導員
	オリエンテーリング大会	自然の中での競技に適し、自己の体力を知り、健康づくりの足掛かりとすると共に親子夫婦の対話の場とする	11月23日 3月21日	児童、一般 徒、一般	200 135	体指 SC
診断	栄養・健康相談事業	各種の検診の診断結果により、栄養、運動等の相談、指導をする	3月11日	婦人	50	保健婦 栄養士
	体力テストの会	自己の健康・体力を知り、日常活動の中に運動の定着化を図る	7月26日	一般	30	中学校教諭 体指

(昭和59年度宇和町健康づくりモデル事業実施報告書、但し語句等若干修正している。)

の低い者が出にくいという問題を含んでいたし、そうした問題はSC連絡協議会と町体協の活動方針の差異にも現われていた。町体協は、実業団チームのゲームを開催したり、優秀な競技成績を収めた選手を招き、あるいは対外試合で活躍したグループを表彰する制度を設けたり、さらには郡大会を開催するなど、言わば競技力の向上につとめ、そのためのジュニアの育成にも着手するようになっていた。もちろん、ナイター運動会の開催や教育委員会の主催する住民のスポーツ教室の指導などにも協力し、また昭和56年には3S運動(精神・スピリット、奉仕・サービス、連帯・ソリダリティ)の推進を掲げるようになっていたが、その方向は各加盟部の組織的充実

と競技力の向上、それに組織的統合にあった。それに対し、SC連絡協議会は、スポーツを通じて町内各地域の住民が健康を維持し、生活を楽しみ、親睦を深めることを目的にしていた。すでに、SCおよびSC連絡協議会の問題と課題として次のようなことが指摘されていた⁴⁹⁾。

問題点

1. (スポーツ大会等を)中央の各種大会に結びつけているので、いざ本番になると、会費も出し、練習してきたのに出れないもうやらないと次第に減っていく傾向(がある。)
2. 運営費の問題—予算がない。

現状ではスポーツ教室の補助金を充当して凌いでいる状態。

体協とスポーツクラブの本質

一両者の本質的相違

- Ⓛ一主として技術の向上
- Ⓜ一スポーツを実践し、お互いに楽しみ親睦を深める。

今後の課題

1. 中央の大会とは切り離れた活動
2. 各単位スポーツクラブ間の親善

試合

バレーボール, ソフトボール, 卓球など

※参加資格の制限

※ルールの簡易化など

こうした、SCおよびSC連絡協議会の方針は、補助事業として具体化され、前述のように、レク・バレー、クロッケー、オリエンテーリングなどの大会や教室等が開催あるいは開設されたのである。SC連絡協議会においてもSC対抗の親善試合を開催するようになっていた。こうしたSCおよびSC連絡協議会と町体協とのスポーツを巡る理念の相違に加えて、町体協では各部の組織的統合という問題を抱えていた。各部の自主的な活動が展開されるに従って、町体協という組織の吸引力が弱まってきたのである。とくにソフトボールについては、町体協のソフトボール部というよりも、ソフトボール連盟という独立した組織をもち、その大会やリーグ戦に多くの人々を引き込み、またそれは、県、郡連盟の下部組織としての性格を持つようになったのである。また、テニスについても、運動公園内のテニス・コートが昭和59年に整備されたこともあって、硬式テニス・クラブが結成されたが、同クラブは町体協に加盟しておらず、運動公園のテニス・コートの使用は軟式テニス部の使用と競合するものであった。この場合は、双方の代表者の会合において、硬式テニス・クラブも町体協に加盟し、テニス・コートの管理は町体協を通じて両者が行い、コートは交互に管理、使用することとなった

表23 昭和58年度宇和町基礎体力づくり・スポーツ振興事業費支出内訳

単位：円

	事業費	積算内訳
社会体育推進指導者研修会	109,800	研修旅費 5,860×1=5,860 13,140×1=13,140 13,800×1=13,800 研修会弁当 500×14=7,000 車借上げ 3,500×2=7,000 講師謝礼 4,000×22=88,000 シャトル 3,800×2=7,600 ビニールテープ 425×10=4,250
バドミントン教室	99,850	講師謝礼 4,000×14=56,000 講師謝礼 4,000×40=160,000 原紙 5,000×5=25,000 中質紙 1,600×6=9,600
水泳教室	56,000	講師謝礼 4,000×16=64,000
クロッケー教室	194,600	講師謝礼 4,000×60=240,000 旗巻き100本, 腕章100枚, 旗8本, 襷8本 73,600 講師謝礼 4,000×60=240,000 石灰, ボール, フィルム他 52,484
陸上競技教室	137,600	講師謝礼 4,000×60=240,000 講師謝礼 4,000×40=160,000 ボール, ファイル, ノート 6,855
婦人ソフトボール教室	292,484	講師謝礼 4,000×40=160,000 講師謝礼 4,000×35=140,000 レクバレーボール, 石灰, セロテープ, 修正液, すみ, フィルム, 中質紙, 現像他 60,640
バレーボール教室	240,000	講師謝礼 4,000×20=80,000
テニス教室	166,855	講師謝礼 4,000×20=80,000 講師謝礼 4,000×20=80,000 セロテープ, 修正液, すみ, フィルム, 中質紙, 現像, タイプ・リボン, 封筒他 40,280
剣道教室	160,000	講師謝礼 4,000×20=80,000
柔道教室	80,000	講師謝礼 4,000×20=80,000
軽スポーツ教室	200,640	講師謝礼 4,000×20=80,000 ボールペン, 原紙, 糊, スタンプ・インキ他 9,578
親子体力づくり教室	80,000	講師謝礼 4,000×20=80,000
高齢者健康づくり教室	120,280	講師謝礼 4,000×20=80,000 講師謝礼 4,000×20=80,000 膳写用インキ, 消しゴム, ガムテープ, デスクペン他 14,739
青壮年体力づくり教室	89,578	講師謝礼 4,000×20=80,000 講師謝礼 4,000×20=80,000 講師謝礼 4,000×5=20,000 体力測定結果報告書 8,500
婦人体力づくり教室	94,739	
ファミリー健康教室	80,000	
スポーツ・体力テスト	28,500	
計	2,230,926	

(昭和58年度宇和町基礎体力づくり・スポーツ振興事業実施経過報告書より作成)

表24 昭和58年宇和町市町村基礎体力づくり・スポーツ振興事業

事業名	内容	期間	対象者	受講者数
社会体育指導者研修会	地域スポーツ活動の指導者養成	7月20日 9月18日 11月10日	体育指導委員，スポーツ・クラブ員，学校体育主任	41名
バドミントン教室	初心者を対象にした基礎的な指導	7～9月	一般成人	31
水泳教室	泳ぎのできない者を対象にした指導	7月	小学校低学年	30
クロッケー教室	基礎的な技術指導とルール講習	4～12月	高齢者	55
陸上競技教室	走・跳の初歩的技術指導	11～2月	小・中学生	32
婦人ソフトボール教室	基本動作とルール指導	4～11月	家庭婦人	85
バレーボール教室	基本動作とルール指導	6～2月	一般成人	75
テニス教室	初心者を対象にした基礎的指導とルール指導	5～12月	一般成人	52
剣道教室	初心者を対象にした基礎的指導	7～11月	小・中学生	64
柔道教室	初心者を対象にした基礎的指導	4～1月	小・中学生	30
軽スポーツ教室	日常手軽に実践できるスポーツ指導	5～2月	一般成人	81
親子体力づくり教室	親子で継続して実践できる健康体操指導	7～9月	一般・児童	32
高齢者健康づくり教室	健康な老後を送るための実技指導及び講演	1～3月	高齢者	45
青壮年体力づくり教室	健康の曲り角にある中年層を対象にした実技指導	11～12月	青壮年	30
婦人体力づくり教室	成人病予防の健康のための実技指導	12～3月	家庭婦人	30
ファミリー健康教室	運動経験の少ない者を対象にした健康スポーツ指導	5～9月	一般成人	32
スポーツ・テスト	体力診断テスト，閉眼片足立ち等	3月	一般成人	32

(昭和58年宇和町市町村基礎体力づくり・スポーツ振興事業実施経過報告書より作成)

のである⁵⁰⁾。なお、硬式テニス・クラブはスポーツ店の支援の下、大洲市支店勤務の従業員の指導を受け、活動を展開しはじめたが、この指導者の継続的指導が得られなかったこともあってメンバーが減少したため、その立て直しが図られている。

このように、隆盛を誇ったソフトボール連盟の分裂の危機と陰り、町体協の組織的統合における吸引力の低下、町体協とＳＣ連絡協議会およびＳＣとの間にみられるスポーツを巡る理念の相違など、言わば、スポーツの理念や体制を巡る問題が宇和町において顕在化するようになったのである。しかし、こうした問題について、関係者が互いに話し合い、論議を深める機会はほとんどもたれていない。教育委員会も町体協との相互依存関係を維持するとともに、多くの住民が参加し、スポーツを楽しむことのできる種目の普及やＳＣ連絡協議会およびＳＣの行おうとする大会や行事を補助金事業において取り入れてはいるが、社会体育行政担当が専任１名・兼担・嘱託若干名という状況では、スポーツの理念や体制の問題にまで踏み込む余裕も力もなかったのである。ただ、行政としてもスポーツにおける理念的対立、約分的分裂あるいは分化は、施策の推進やその効率、また、社会的統合等にとっても好ましくないものであった。折しも、こ

うしたスポーツの理念や体制の問題が生じていた時期、ＳＣおよびＳＣ連絡協議会への補助金交付が問題となっており、教育委員会ではその予算化を図ろうとしていたが、同時に町体協の組織的統合についても補助金の面から支援しようとしたのである。すなわち、それまで町体協補助金は35万円以下であったが、昭和60年には補助金の整理、統合ということから、ＳＣ連絡協議会への新規補助金を含むスポーツ関係団体補助金や参加補助金を一括して町体協に交付することになり、97万円が町体協に交付されたのである。町体協理事長がこのスポーツ関係補助金の増額と一括交付について、「補助金の一元化は組織の分裂を防ぐためのものであった。」と述べたように、教育委員会は、町体協へのスポーツ関係団体補助金ならびに参加補助金等の一括交付によって、スポーツの理念や体制の問題にまで踏み込むことなく、あるいはまた、そうした問題と直面することなく、スポーツの理念的対立や組織的分裂を避けようとしたのである。

おわりに

地域社会におけるスポーツ政策の一事例として、宇和町のスポーツ政策を考察してきたが、当町でスポーツ政

策が単なる支持から積極的な施策の展開へと移行するのは昭和46年からである。それは、住民のささやかな生活運動の試みを背景に、健康・体力の維持、増進、またまちづくりのコンテクストにおいて浮上したものである。言わば、スポーツの正当化はその社会の直面する問題に結びつけられやすく、それは、政策によるところが大きい。そして、振興施策においては、大会や行事を開催し、それに多くの住民を引き込み、住民のスポーツへの関心を高め、普及しようとする。この大会、行事中心の施策が地域のスポーツの性格を規定する大きな要因となっている。スポーツの組織が未成熟な段階にあつては、大会、行事への参加の基盤は、旧町村に置かれることになったのである。ただ、宇和町の場合、積極的なスポーツ振興施策の展開の時期が遅く、当時、わが国ではスポーツの発展のためにはスポーツ・クラブの組織化が重要な課題とされていたこともあつて、旧村を基盤としたSCが置かれたのである。しかし、メンバーのための活動の促進とその地域の住民一般のためのスポーツ・プログラムの展開とを同時に果すことがSCに期待されたことから、SCの組織構成的矛盾が顕在化し、組織的分裂あるいはメンバー制の廃止等が生じたのである。また、スポーツの発展、とくに町レベルの各種目の大会の運営や充実、町レベルより上位の大会の開催あるいは参加のためには、各種目に関する機能的組織の確立が必要となり、町体協が町議会議員を会長として再編成されるのである。

昭和46年以降のスポーツ振興施策とともに、住民のスポーツ活動が次第に盛んになり、施設の整備、特に夜間照明施設の整備が要望されるようになるが、この要望は各地域の町政懇談会や地元議員を通じて提示されたのである。そして国の施策とともに、それが推進され、とくにソフトボールの発展が助長されるのである。他方、政治的駆け引き、あるいは取り引きの中で推進された運動公園の整備は、わが国の中央と地方を結ぶ政治的特性を如実に表わしている例として示されるが、その補助金交付は、国の施策の変更にも繋がるものであり、さらに、柔・剣道場の建設の例は、国や県の政策の影響を受けながらも、地域独自の選択の論理をもっていることを示しているように思われる。また、スポーツの発展に伴ってスポーツを基底とした社会的勢力を持つようになった町体協は、体育館建設決定に関して重要な役割を果すなど、宇和町におけるスポーツの統轄組織としての地位を築き始めたのである。

施設の整備は、問題を含みながらも、スポーツ振興施策とともにスポーツの発展を助長していくが、その後のスポーツ振興施策は、スポーツの発展に伴って生じてき

た問題の対策あるいは補助金交付に伴う国や県の施策と当町におけるスポーツの状況への対応における妥協策ともいべきものであった。宇和町においては、スポーツ振興やスポーツ活動の基本方針ないしは理念が明確にされることなく、住民のスポーツ活動への欲求を背景にして、健康や体力、まちづくりに関するスポーツの機能的意義からスポーツの普及あるいは振興施策が展開されたのである。スポーツが普及あるいは発展していない段階においては、そうしたスポーツ政策はかなりの成果をもたらしたと言える。しかし、スポーツの普及、発展に伴って様々な問題が生じてくる中にあつては、前述のような個々の問題への対策や単なるスポーツの状況に応じた施策ではもはや対応しきれないものとなっているのである。とりわけ、SCのメンバー制の崩壊や分裂、技術格差によるスポーツ・グループの崩壊、スポーツに関する考え方の相違と人間のひしめき合いによるソフトボール連盟の内部対立と加盟チームの崩壊、減少、町体協の組織的吸引力の低下とSCおよびSC連絡協議会とのスポーツ理念の相違など、スポーツにおける理念や体制を巡る問題が顕在化している近年では、スポーツ政策の見直しあるいは総合的検討が必要となる。行政は、町体協の宇和町におけるスポーツ統轄組織としての地位を支援することによって、スポーツにおける組織的分裂を回避し、当町におけるスポーツのアイデンティティ、すなわち、スポーツにおける楽しさを基底とした人的交流による連帯と、町民のより上位の大会における活躍による感情的統合とを保とうとしているのであるが、町体協への補助金の一括交付という巧妙ではあるが、安易な手段では、それにも限界があろう。むしろ、スポーツの理念的あるいは組織的多様性を認めながら、スポーツの振興における諸問題を掘り起こし、論議を呼び起していくことがスポーツ政策の質を高めていくことになるものと思われる。

スポーツの社会的世界は他の生活世界との関連によって広がっていく。それを繋ぐものの一つは政策であり、それだけに政策は、スポーツの存在構造を規定する要因ともなる。こうしたスポーツの社会的世界の広がりには混沌とする生活世界を、楽しさを基底とした人的交流による連帯と、上位の大会における勝利による感情的統合とによって、再編しているようにも思える。しかし、その一方で、スポーツの社会的世界は多元的構造をもつようになり、対立、葛藤、分化の状況をはらみながら、スポーツの社会的世界もまた、再編を余儀無くされる。このように見るのはいささか過大にすぎるが、住民の積極的な政策への対応によって、スポーツの社会的意味が拡大さ

れ、スポーツが生活世界の一部となっていったことは事実であろう。

注

- 1) 中山正吉「愛媛県大洲市におけるスポーツ政策」島根大学教育学部紀要(人文・社会科学編) 25: 33-60, 1991. 12.
- 2) 愛媛県史編纂委員会, 愛媛県史, 地誌II(南予), 昭和60年, P.413.
- 3) 清成忠男「地域活性化の課題」朝日新聞, 昭和60年6月6日
- 4) 広報「うわ」No.126, 昭和39年9月
- 5) 例えば, 昭和32年には下宇和地域の明間で柔道会が, 39年には宇和地域で少年剣道部が結成され, 活動が展開されるようになっている。
- 6) 広報「うわ」No.130, 昭和40年1月, No.138, 昭和40年11月
- 7) 昭和43, 44年頃のこととされている(当時の公民館主事談)
- 8) 昭和45年12月24日第4回宇和町定例議会議事録
- 9) 広報「うわ」No.155, 昭和42年4月
- 10) ちなみに昭和41年度の一般会計歳入額は311,122,000円である。
- 11) これについては, 林泰義「市町村総合計画の変容と展望」地方自治の文化変容, ジュリスト, 総合特集, 37: 197-204, 1985年, 参照。
- 12) 昭和46年3月11日第1回宇和町定例議会議事録
- 13) 昭和46年7月23日第2回宇和町定例議会議事録, 昭和46年9月17日第3回宇和町定例議会議事録
- 14) 昭和46年の地区別町政・社会教育懇談会では明間・下宇和地域から体力づくりのための夜間照明施設整備, 宇和地域から社会体育の振興についての要望が, また翌年では下宇和地域のまちづくり研究大会において, スポーツを盛んにし, 人の和をはかることが必要という意見が出され, 8月の宇和地域の町政懇談会でも, 第2回の町民体育祭は盛況であり, 人の和のためにも体育は必要であるとの意見が出されている。広報「うわ」No.207, 215, 220, 昭和46年8月, 47年4, 9月
- 15) 佐伯聰夫「現代スポーツの課題と展望」菅原禮監修, 現代スポーツの社会学, 不昧堂, 1984年, P.286.
- 16) 松本通晴編, 地域生活の社会学, 世界思想社, 1983年, P.25.
- 17) R.ダーレンドルフ著, 吉田博司・田中康夫・加藤秀治郎訳, ライフ・チャンス, 創世記, 1982年
- 18) 宇和町教育委員会・宇和町中央公民館「昭和49年度社会体育振興計画書」昭和49年
- 19) 昭和47年3月14日第1回宇和町定例議会議事録; ここでは青年団, 婦人会から特に強い要望が出ているとされている(石城地域選出議員より)。
- 20) 昭和48年7月21日第2回宇和町定例議会議事録
- 21) 昭和49年7月24日第2回宇和町定例議会議事録
- 22) 昭和50年3月12日第1回宇和町定例議会議事録
- 23) 昭和50年3月13日第1回宇和町定例議会議事録
- 24) 広報「うわ」No.255, 昭和50年8月
- 25) 広報「うわ」No.265, 昭和51年6月
- 26) 広報「うわ」No.267, 昭和51年8月
- 27) 広報「うわ」No.279, 昭和52年8月
- 28) 昭和51年6月4日第3回宇和町臨時議会議事録
- 29) 昭和45年2月の広報で, 公表された宇和町基本構想では住宅および宅地1千戸の造成と建設を行い, ベッドタウン化を推進するとあり, すでに実施の段階にあるとされていたが, 社会体育の振興については何も触れられてはいなかった。
- 30) 当時, 自民党副幹事長に就いており, また昭和45年1月~翌年7月まで大蔵委員長に就任していた。
- 31) 昭和46年頃のことと思われる。
- 32) 永田尚久・蒲谷享一, 地域政策, 現代地方自治全集21, ぎょうせい, 昭和53年, P.84.
- 33) 同書, P.85.
- 34) 財政調査会, 国の予算, 昭和47年度版, 同友書房, P.308.
- 35) 昭和47年3月14日第1回宇和町定例議会議事録
- 36) 宇和町教育委員会・宇和町中央公民館「宇和町社会教育振興計画書(社会教育振興五ヵ年計画書)」昭和47年
- 37) 昭和47年10月18日第3回宇和町定例議会議事録
- 38) 昭和49年度宇和町体育協会総会資料
- 39) 昭和49年12月24日第4回宇和町定例議会議事録
- 40) 昭和51年6月4日第3回宇和町臨時議会議事録
- 41) 坂田期雄, 地方自治・その実態と進路, 明日の地方自治1, ぎょうせい, 1989年, P.95.
- 42) 同書
- 43) 昭和56年度宇和町体育協会総会資料
- 44) 昭和60年度下宇和SC事業報告書
- 45) 昭和56, 58年度明間SC事業報告書
- 46) 昭和60年度明間SC事業報告書
- 47) 昭和56~60年度中川SC事業報告書
- 48) 宇和タイムズ, 昭和58年4月20日

- 49) 昭和56年度S C連絡協議会資料
- 50) 宇和タイムズ, 昭和59年8月5日